



島根県報

平成26年3月25日（火）

号外第37号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

平成25年度行政監査の結果の公表	2
平成25年度財政的援助団体等監査の結果の公表	37

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した平成25年度行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 3 月25日

島根県監査委員	藤 間 恵 一
同	平 谷 昭
同	法 正 良 一
同	後 藤 勇

第 1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施する。

第 2 監査の概要**1 監査対象事務**

附属機関等の設置及び運営状況について

2 選定理由

今日の行政ニーズが多様化、高度化する中で、審議会・協議会等は、県行政に対する県民の意見の反映、専門的な知識の取り入れ、県行政の公正の確保等のために重要な機能を果たすことが求められている。

県では、「島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例」（以下「設置選任条例」という）及び「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」（以下、「人事課要綱」という）を制定し、附属機関等の設置及び構成員の選任等に関し基本となる事項を定め、適正な行政運営の確保と県民の県政への一層の参加促進を図っている。

については、審議会・協議会等が法令等に基づき、適切に設置及び管理され、効率的かつ効果的に運営されているかどうかについて監査を実施する。

3 監査の着眼点（別表1）

次の着眼点から監査を実施した。

- ア 設置の必要性はどうか。
- イ 委員の状況はどうか。
- ウ 適切に運営されているか。
- エ 情報公開は十分に行われているか。
- オ 運営の評価と課題及び合理化（統廃合）への取組状況はどうか。

4 監査実施機関（別表2）

(1) 附属機関等に係る事務を担当する総務部人事課、附属機関等の委員への女性登用に取り組む環境生活部環境生活総務課を監査実施機関とした。

(2) 本監査では、平成24年度において県の各執行機関が設置する審議会・協議会等の設置・運営状況を把握するため、附属機関等に限らず、外部の方を構成員とする常設の会議（以下「その他常設会議」という）を含めて県の全ての機関に対して事前調査を実施した。その結果420の審議会・協議会等（うち158の附属機関等、262のその他常設の会議）の設置が報告され、この中から70（うち31の附属機関等、39のその他常設会議）を抽出し、それらを設置した17機関（本庁10課、地方機関7機関）を監査実施機関とした。

なお、本庁10課のうち健康推進課、薬事衛生課及び高校教育課については、地方機関7機関に設置されている6種の審議会・協議会等に係る本庁所管課としての関与の状況についても聴取した。

5 監査実施期間

平成25年12月17日（火）～平成26年1月30日（木）

6 監査の実施方法

監査は、全監査実施機関について実地監査を行った。

別表 1

平成25年度行政監査の着眼点

着 眼 点	内 容
ア 設置の必要性はどうか。	○設置根拠となる法令等、設置の目的、設置年度の状況はどうか。

	<p>○人事課要綱に基づく協議・報告状況はどうか。</p> <p>○未協議・未報告の審議会・協議会等の設置状況は。</p>
イ 委員の状況はどうか。	<p>○現員数は適当か。</p> <p>○選任区分は適切に設定されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出雲部在住者に偏らないよう留意しているか。 ・団体の充て職就任は避けているか。長に限定していないか。 ・利害関係者は半数を超えていないか。 ・県職員の任命は適切か。 <p>○年代は広く選任されているか。</p> <p>○在任年数は過度に長くなっていないか。</p> <p>○兼任機関数は適当か。</p> <p>○女性の登用推進は適切に行われているか。</p> <p>○委員の公募推進は適切に行われているか。</p>
ウ 適切に運営されているか。	<p>○会議の開催回数・時間は適当か。</p> <p>○委員の出席状況はどうか。</p> <p>○会議録は整備されているか。</p> <p>○運営予算は確保されているか。</p> <p>○運営経費の執行状況はどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費の支払い状況、単価は適切か。 <p>○担当職員の業務量はどうか。</p> <p>○地方機関が設置する審議会・協議会等への本庁 所管課の関与はどうか。</p>
エ 情報公開は十分に行われているか。	<p>○会議の公開状況は十分か。</p> <p>○会議結果の公開は適切に行われているのか。</p>
オ 運営の評価と課題及び合理化（統廃合）への取組状況はどうか。	<p>○運営の評価はどうか。</p> <p>○前年度の課題を踏まえた改善はしているか。</p> <p>○現状分析と目的を達成するための課題は何か。</p> <p>○合理化に向けた見直しの状況はどうか。</p>

別表 2

監査実施機関、監査対象審議会・協議会等、監査実施年月日一覧

1 人事課及び環境生活総務課

人事課 平成25年12月18日

環境生活総務課 平成25年12月18日

2 監査対象審議会・協議会等を設置している本庁各課及び地方機関

監査実施機関	監査対象審議会・協議会等	区 分	頁	監査年月日
総務課	島根県情報公開審査会	A (条例)	24	平成25年12月18日
	島根県個人情報保護審査会	A (条例)	25	
	島根県公益認定等審議会	A (法律)	26	
	島根県公立大学法人評価委員会	A (法律)	26	
	私立学校審議会	A (法律)	27	
環境生活総務課	島根県男女共同参画審議会	A (条例)	27	平成25年12月18日

	島根県男女共同参画センター指定管理評価委員	B (要綱等)	28	
健康推進課	島根県社会福祉審議会児童福祉専門科会母子保健部会	A (法律)	28	平成25年12月17日
	島根県がん対策推進協議会	A (要綱等)	29	
	島根県国民健康保険審査会	A (法律)	29	
	島根県歯科保健推進協議会	B (要綱等)	30	
	島根県周産期医療協議会	B (要綱等)	31	
障がい福祉課	島根県ひとにやさしいまちづくり審議会	A (条例)	31	平成25年12月17日
	島根県障がい者施策審議会	A (法律)	32	
	島根県障がい者自立支援協議会	A (要綱等)	33	
薬事衛生課	島根県生活衛生適正化審議会	A (法律)	34	平成25年12月17日
	島根県献血推進協議会	A (要綱等)	35	
	島根県動物愛護管理推進会議	A (要綱等)	36	
	島根県自然環境保全審議会温泉部会	A (法律)	37	
農林水産総務課	島根県森林審議会	A (法律)	38	平成25年12月19日
	島根県農政審議会	A (条例)	38	
	島根県水産振興審議会	A (条例)	39	
農畜産振興課	島根県みつばち転飼調整審議会	A (条例)	39	平成25年12月19日
	島根県「環境農業」推進協議会	A (要綱等)	40	
	みんなでつくる有機の郷事業外部審査会議	B (要綱等)	41	
	新農林水産振興がんばる地域応援総合事業外部評価会議	A (要綱等)	42	
	島根の花振興協議会	B (要綱等)	42	
	米政策改革推進調整会議	B (要綱等)	43	
	温暖化対応水稻新品種導入対策プロジェクト	B (要綱等)	43	
	島根県農業機械利用合理化対策推進委員会	B (要綱等)	44	
都市計画課	島根県都市計画審議会	A (法律)	44	平成25年12月19日
	島根県開発審査会	A (法律)	45	
	島根県景観審議会	A (条例)	45	
	しまね景観賞審査委員会	A (要綱等)	46	
高校教育課	島根県公立学校教員指導力審査委員会	A (要綱等)	46	平成25年12月18日
文化財課	島根県文化財保護審議会	A (条例)	47	平成25年12月18日
	島根県八雲立つ風土記の丘指定管理業務評価委員	B (要綱等)	47	
	島根県古墳の丘古曾志公園指定管理業務評価委員	B (要綱等)	48	
	島根県古代出雲歴史博物館指定管理業務評価委員	B (要綱等)	48	
	石見銀山遺跡調査活用委員会	B (要綱等)	49	
出雲工業高校	学校評議員	B (要綱等)	50	平成26年1月29日
飯南高校	学校評議員	B (要綱等)	50	平成26年1月15日
大田高校	学校評議員	B (要綱等)	50	平成26年1月23日
松江保健所	松江圏域自死総合対策連絡会	B (要綱等)	51	平成25年12月18日
	精神障がい者社会適応訓練運営協議会	B (要綱等)	52	
	松江圏域母子保健推進検討会	B (要綱等)	53	
	島根県松江・隠岐保健所感染症診査協議会結核部会	A (法律)	54	
	松江地域保健医療対策会議	B (要綱等)	55	

	松江・安来地域災害医療対策会議	B（要綱等）	56	
	松江圏域緩和ケア検討会	B（要綱等）	57	
	松江圏域健康長寿しまね推進会議	B（要綱等）	58	
出雲保健所	出雲圏域自死予防対策連絡会	B（要綱等）	51	平成26年1月29日
	社会適応訓練事業運営協議会	B（要綱等）	52	
	出雲圏域母子保健推進検討会	B（要綱等）	53	
	島根県雲南・出雲・県央保健所感染症診査協議会結核部会	A（法律）	54	
	出雲地域保健医療対策会議	B（要綱等）	55	
	出雲地域災害保健医療対策会議	B（要綱等）	56	
	出雲圏域緩和ケア検討会	B（要綱等）	57	
	出雲圏域健康長寿しまね推進会議	B（要綱等）	58	
浜田保健所	自死予防対策連絡会	B（要綱等）	51	平成26年1月22日
	浜田圏域母子保健推進協議会	B（要綱等）	53	
	浜田地域災害医療対策会議	B（要綱等）	56	
	浜田圏域健康長寿しまね推進会議	B（要綱等）	58	
	浜田圏域周産期医療体制検討会	B（要綱等）	59	
益田保健所	益田圏域自死防止対策連絡会	B（要綱等）	51	平成26年1月30日
	精神障がい者社会適応訓練運営協議会	B（要綱等）	52	
	島根県浜田・益田保健所感染症診査協議会結核部会	A（法律）	54	
	益田地域保健医療対策会議	B（要綱等）	55	
	益田圏域緩和ケアネットワーク会議	B（要綱等）	57	
	益田圏域健康長寿しまね推進会議	B（要綱等）	58	

【注】

- 区分欄のAは附属機関等、Bは外部の方を構成員とする常設会議で、（ ）内は設置根拠。
- 健康推進課、薬事衛生課及び高校教育課については、地方機関に設置されている次の審議会・協議会等に係る本庁所管課としての関与の状況についても聴取した。

監査実施機関	地方機関に設置されている審議会・協議会等	設置地方機関	監査実施年月日
健康推進課	母子保健推進協議会（検討会）	保健所	平成25年12月17日
	緩和ケア検討会、緩和ケアネットワーク会議	保健所	
	圏域健康長寿しまね推進会議	保健所	
	周産期医療体制検討会	保健所	
薬事衛生課	感染症診査協議会結核部会	保健所	平成25年12月17日

第3 監査結果

1 附属機関等の設置・運営の適正化を図る取組

(1) 総務部人事課

① 根拠規程について

平成9年に人事課要綱を制定し、委員選任や運営方法等の統一的な基準を定めた。

平成15年3月には設置選任条例が制定された。同条例は女性登用や公募制導入を主目的として議員提案されたものである。

この条例の施行に合わせて、人事課要綱の内容を現行の要綱に改定し、旧要綱は廃止した。また、「附属機関

等の委員の公募に関する指針」（以下「公募指針」という）を制定し、委員の公募による選任の推進を図った。
併せて人事課長通知により要綱が適用される懇話会・協議会等から次の会議を除外した。

- ア. 関係行政機関の職員のみを構成員としたもの
- イ. 関係団体間の調整、普及、啓発等を目的としたもの
- ウ. 連絡調整を目的としたもの

平成24年には、公募指針を改正して共同公募の規定を追加した。

② 取組状況について

人事課要綱に基づき附属機関等の設置・廃止や委員の改選等の際に附属機関については人事課長協議を、懇話会・協議会等については報告を求め、女性委員の登用、公募委員選任の促進や委員の兼任数の抑制、在任期間長期化の回避等に努めている。

人事課要綱の規定に基づき協議または報告された機関数は、平成24年度末現在で158機関等であり、この5年間で微増の傾向にある。

本県の附属機関等委員の公募実施割合（平成22年度現在8.3%）は、全国平均（14.8%）と比べて低い状況にある。

平成24年度から実施している共同公募は成果を上げている（年2回実施。結果7機関等が公募委員を採用）が、実施する機関等の数はまだ少ない。

附属機関等からの人事課要綱に基づく協議・報告に漏れがあり、平成25年9月に協議・報告を促す課長通知を出している。

③ 課題について

人事課要綱に基づいて協議・報告があった附属機関等以外の協議会等については、協議・報告が無いので設置状況を把握できていない。

また、設置選任条例等に定める一部の項目（地域バランス、利害関係者の選任、会議の公開等）については人事課要綱の報告対象項目になっていないので、実態を把握していない。

人事課では構成員への女性登用や公募による選任などが課題であると認識している。

(2) 環境生活部環境生活総務課

附属機関等の委員への女性登用については、総務部人事課とともに環境生活部環境生活総務課男女共同参画室が取り組んでいる。

① 根拠規程等について

平成11年に「審議会等への女性の参画推進要綱」（以下「女性参画推進要綱」という。）を制定し、審議会等への参画推進の取り組みが始まった。

平成13年に「島根県男女共同参画計画」が策定され、平成14年3月には「島根県男女共同参画推進条例」が制定され、それに基づき同年6月に「島根県男女共同参画審議会」が設置された。

平成15年7月に女性参画推進要綱を一部改正し、男女共同参画計画に基づき審議会等への女性参画率目標を4割以上と定め、目標値に満たない審議会等（以下「目標不達成審議会等」という）については、委員を任命する前に事前協議を行うこととされた。なお、同要綱の改正に合わせて出した環境生活部長通知により、要綱が適用される懇話会・協議会等から次の会議を除外した。

- ア. 関係行政機関の職員のみを構成員としたもの
 - イ. 関係団体間の調整、普及、啓発等を目的としたもの
 - ウ. 連絡調整を目的としたもの
 - エ. 行政と専門分野の学識経験者のみで構成され、かつ学術的な事項の審査、指導、助言等を目的としたもの
- 平成21年6月には県議会建設環境委員会において「要綱適用除外機関等も含めた参画率も4割となるよう努め

るべき。」との意見が出された。また、同年10月には女性参画推進要綱を一部改正し、全審議会等の委員任命時の合議を義務化した。

平成23年に「第2次島根県男女共同参画計画」が策定されたが、計画では審議会等への女性の参画率について40%台を維持することが目標とされた。

② 取組実績等について

島根県男女共同参画計画最終年度の平成22年度には4割という目標参画率を達成した。(40.7%)

また、審議会等への女性登用に資するため人材リスト「女性人材情報」を整備している。

女性参画推進要綱には例外的に女性参画率の算定から除外する規定があり、現在これに基づいて、除外になっている機関もある。

③ 課題等について

目標不達成審議会等の事前協議件数は、協議対象と考えられる審議会等の数に満たず、協議漏れがあると思われるとのことであった。

また、人事課要綱における委員の兼任機関制限(4機関まで)や在任期間制限(10年以下)は、一方で女性の登用を進めるにあたって人材の確保に苦慮することにつながっている。

なお、「女性人材情報」については、約300人の登録があるが、地域によっては人材が不足しているとのことであった。

2 審議会・協議会等の設置・管理運営状況

各審議会・協議会等に係る監査結果は以下のとおりであった。なお、以下の表においては設置選任条例・人事課要綱の規定に基づく「附属機関等」とそれ以外の外部の方を構成員とする常設の会議「その他常設会議」に分類した。

(1) 設置の状況

① 設置根拠

各審議会・協議会等の設置根拠は、表2-1のとおりであった。

地方機関が設置するその他常設会議27のうち18が地方機関独自に策定された要綱等を根拠に設置されていた。

表2-1. 設置根拠

(単位:機関)

区分	法律	条例	要綱等(県)	要綱等(地方)	合計
附属機関等	14	9	8		31
その他常設会議			21	18	39
合計	14	9	29	18	70

② 設置目的

各審議会・協議会等の設置目的は、表2-2のとおりであった。

附属機関等においては、半分以上が審査・諮問を目的としている。一方でその他常設会議では意見聴取等が多くを占めた。その他項目は、計画策定、計画の進行管理、事業実施が主な内容であった。

表2-2. 設置目的

(単位:機関)

区分	審査	諮問	意見聴取	その他	合計
附属機関等	9	13	9		31
その他常設会議			21	18	39
合計	9	13	30	18	70

③ 年度別設置状況

各審議会・協議会等の年度別設置状況は、表2-3のとおりであった。

附属機関等においては、半分以上が設置後10年以上経過しているのに対し、その他常設会議では8割以上が設置10年以内であった。

表2-3. 年度別設置状況

(単位:機関)

区分	～平成 元年度	2～6 年度	7～11 年度	12～16 年度	17～21 年度	平成22 年度～	不明	合計
附属機関等	11	3	6	3	6	1	1	31
その他常設会議	4	1		11	15	8		39
合計	15	4	6	14	21	9	1	70

(2) 委員の状況

① 現員

各審議会・協議会等の委員の現員数は、表2-4のとおりであった。

附属機関等は、ほとんど5人以下から20人以下の範囲にあるのに対し、その他常設会議は21人以上が3分の1を占めていた。

地方機関では、できるだけ多くの関係機関から参加を求めため委員数を多くした会議があったが、その結果、出席率の低下、発言時間の不足や意思決定に時間を要することなどを懸念する声があった。

表2-4. 現員数

(単位:機関)

区分	0人	1～5人	6～10 人	11～15 人	16～20 人	21～25 人	26～ 人	合計
附属機関等	1	8	8	10	3	1		31
その他常設会議		8	5	7	5	6	8	39
合計	1	16	13	17	8	7	8	70

② 地域バランス

本庁に設置された各審議会・協議会等の委員の在住地区については、表2-5のとおりであった。

人事課要綱第4条第1項第3号には「委員の構成が出雲部出身者に偏らないよう」とあるが、委員の8割近くが出雲部在住者であり、また、石見部在住委員が不在の附属機関等、その他常設会議がそれぞれ5つあった。

その理由としては、団体からの推薦により選任する委員や専門分野から選任する委員に出雲部在住者が多いことがあげられている。

表2-5. 委員の在住地区(本庁設置分)

(単位:人)

区分	出雲部 (隠岐を含む)	石見部	県外	合計
附属機関等	230	61	1	292
その他常設会議	65	14	1	80
合計	295	75	2	372

③ 団体からの選任(充て職、長への限定)

人事課要綱第4条第1項第4号には、「長期留任、重複就任等の問題がともなってくる充て職就任は極力避けるように努めるものとする」、また「団体の長に限ることなく」とある。

各種団体から委員を選任する際に、充て職で(職名を指定して)選任している例は附属機関等で11、その他常設会議で18あり、その割合は附属機関等よりもその他常設会議が高かった。

また、選任を団体の長に限定している例は、附属機関等、その他常設会議ともに2機関あった。

④ 利害関係者の選任

人事課要綱第4条第1項第5号では、「所掌事務に利害関係のある者又はその代表者を委員に任命する場合は、原則として委員の半数を超えないこと」とある。

利害関係者を委員に選任している例は附属機関等のみで5機関あり、そのうち全員が利害関係者である機関が1、5割を占める機関が1、残る3機関は5割以下であった。なお、全員が利害関係者である機関は、利害関係

者の調整を目的に設置された機関であった。

⑤ 県職員の選任

人事課要綱第4条第1項第6号には「委員には、県職員を任命しないこと。（但し、法令・条例等に定めがある場合及び県職員の属人的な専門知識・経験から特に必要と認められる場合にはこの限りでない。）」とある。

県職員を選任している例は、附属機関等で9、その他常設会議で18であった。

なお、県職員を選任している附属機関等は、いずれも上記の例外に該当するものであった。

⑥ 委員の年齢

各審議会・協議会等の委員の年齢層は、表2-6のとおりであった。

人事課要綱第4条第1項第1号では「附属機関の機能が十分発揮されるよう、女性、青壮年、外国人など広く各界各層の中から適切な人材を選任すること」とある。

附属機関等は、若年層の参加もあるが、70歳以上の委員も多い。

その他常設会議は全体として把握していない例が多く、報告のあった範囲では50歳台から60歳台に集中している。

表2-6. 年齢層 (単位:人)

区分	～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80～ 歳	合計
附属機関等	2	6	29	96	84	29	6	252
その他常設会議		3	24	48	41	7		123
合計	2	9	53	144	125	36	6	375

【注】 監査対象審議会・協議会等のうち、年齢層が不明の会議数が附属機関等で7、その他常設会議で26あり、それらは計上していない。

⑦ 委員の在任年数

各審議会・協議会等の委員の在任年数は、表2-7のとおりであった。

人事課要綱第4条第1項第7号では「委員の任期については2年間を原則とし、再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないこと」とある。

附属機関等では、委員の1割が10年を超えて就任しており、その理由としては適任者が見つからないということであった。

その他常設会議では任期を定めていない例もあった。

表2-7. 在任年数 (単位:人)

区分	1年以下	2～3年	4～5年	6～7年	8～9年	10年以上	合計
附属機関等	41	95	65	36	33	30	300
その他常設会議	78	132	39	12	8	8	277
合計	119	227	104	48	41	38	577

【注】 監査対象審議会・協議会等のうち、年齢層が不明の会議数が附属機関等で1、その他常設会議で6あり、それらは計上していない。

⑧ 委員の兼任

人事課要綱第4条第1項第8号では「重複して委員に任命しようとする場合は、4機関までとする」とある。

附属機関等のうち5機関以上を兼任する委員を選任していたのは5機関だった。また、確認していない機関も9機関あった。

その他常設会議では兼任状況の確認をしていなかった。地方機関では団体の充て職就任依頼をしている例が多いために重複就任が生じ、会議日程の調整をしているという協議会等があった。

⑨ 女性登用

各審議会・協議会等の委員における女性の参画率は、表2-8のとおりであった。

設置選任条例第3条では「男女いずれか一方の構成員の数が、構成員総数の10分の4未満にならないように努めるものとする」とある。

附属機関等は3分の1が、その他常設会議は6割が参画率4割を満たしていない。その理由は、専門性や団体への選任依頼が多いことなどであった。

表2-8. 女性参画率

(単位:機関)

区分	なし	1~10%	11~20%	21~30%	31~40%	41~50%	50%~	合計
附属機関等	3	3	1	3		12	8	30
その他常設会議	4	2	4	9	5	8	7	39
合計	7	5	5	12	5	20	15	69

【注】委員不在の附属機関が1つあるので合計は69になる。

⑩ 委員の公募

各審議会・協議会等の委員の公募状況は、表2-9のとおりであった。

設置選任条例第3条では「必要に応じて構成員の公募を行い、その応募者のうちから構成員を選任するよう努めるものとする」とある。

附属機関等で公募委員が存在するのは3機関だが、一方で公募したものの応募がなかったものも4機関で、公募をしているものは少なかった。

その他常設会議では公募している協議会等が1つだけあったが、附属機関等と委員を同じくして一体的に運用しているものであった。

表2-9. 委員の公募状況

(単位:機関)

区分	公募	公募するも 応募なし	非公募	合計
附属機関等	3	4	24	31
その他常設会議	1		38	39
合計	4	4	62	70

公募をしない理由

各審議会・協議会等の委員を公募をしない理由は、表2-10のとおりであった。

附属機関等、その他常設会議ともに専門性を必要とするという理由が半数近く占めた。

附属機関等では、情報保護、中立・公平性を理由とする機関があり、その他常設会議では団体選出を優先に考えている会議が多い。

なお、非公募理由の「その他」は、住民代表に参加してもらおう枠組みを持っているので一般公募は行っていない等の理由であった。

表2-10. 非公募理由

(単位:機関)

区分	法等で定めあり	専門性が 必要	団体から の選出	個人・個別 情報保護	中立・公 平の確保	その他	合計
附属機関等	2	15		5	6	1	29
その他常設会議	9	18	9	1	1	5	43
合計	11	33	9	6	7	6	72

【注】複数回答可としたため、合計数は表2-9.の非公募数と一致しない。

(3) 運営状況

① 会議開催回数

各審議会・協議会等の会議開催回数は、表2-11のとおりであった。

人事課要綱第6条第1号には「形式的に終わることなく十分な審議が尽くされるよう適正な開催回数及び時間を確保すること」とある。

附属機関等、その他常設会議いずれも年1回の開催が3分の1程度である。

また、合わせて7機関が会議を開催していなかった。その理由は附属機関等では、「審査案件が無い」が2機関、「個別の意見聴取」が1機関だった。その他常設会議では、4機関いずれも「個別の意見聴取」だった。

表2-11. 会議開催回数 (単位:機関)

区分	なし	1回	2回	3回	4回	5回以上	合計
附属機関等	3	9	9	2	3	5	31
その他常設会議	4	14	14	6	1		39
合計	7	23	23	8	4	5	70

② 会議開催時間

各審議会・協議会等の会議開催時間は、表2-12のとおりであった。

附属機関等は半数以上が、その他常設会議は8割以上が1時間半から3時間までの開催時間である。

表2-12. 会議開催時間 (単位:機関)

区分	～1時間	～1時間半	～2時間	～2時間半	～3時間	3時間～	開催無	合計
附属機関等	4	3	3	9	5	4	3	31
その他常設会議		3	10	16	6		4	39
合計	4	6	13	25	11	4	7	70

【注】開催時間は1審議会・協議会等毎の平均時間により区分して計上している。

③ 委員の出席率

各審議会・協議会等の委員の出席率は、表2-13のとおりであった。

出席率が80%未満である審議会・協議会等は、17機関あった。

表2-13. 委員出席率 (単位:機関)

出席率	100%	80%以上 100%未満	60%以上 80%未満	60%未満	開催無	合計
附属機関等	4	15	9		3	31
その他常設会議	8	19	7	1	4	39
合計	12	34	16	1	7	70

④ 会議録整備

各審議会・協議会等の会議録の整備状況は、表2-14のとおりであった。

人事課要綱第6条第5号では「会議資料及び会議記録又は会議要旨の公表に努めるものとする」とある。

会議を開催した審議会・協議会等はすべて作成していたが、保存年限を定めていない例があった。

その他常設会議にも永年保存とするものが2機関あった。

表2-14. 会議録整備 (単位:機関)

区分	整備(保存5年未満、定めなし)	整備(保存5年)	整備(保存10年)	整備(保存11年以上、永年)	未整備(開催無)	合計
附属機関等		2	16	7	3	31
その他常設会議		6	25	1	3	39
合計		8	41	8	6	70

⑤ 予算執行状況

各審議会・協議会等における予算の執行状況は、表2-15のとおりであった。

全体の約半分以上が60%以上予算執行をしていた。

その他については、必要が生じた時に予算措置をする、当該機関等に特定した予算を持たない執行機関があった。

表2-15. 予算執行率 (単位:機関)

区分	100%	80%以上 100%未満	60%以上 80%未満	60%未満	その他	合計
附属機関等	2	5	11	9	4	31
その他常設会議	10	5	5	8	11	39
合計	12	10	16	17	15	70

⑥ 報酬・報償費の支給

各審議会・協議会等の報酬（附属機関の委員が支給対象）・報償費（附属機関以外の委員が支給対象）の単価と支給状況は、表2-16のとおりであった。

大部分が予算単価を用いているが、年額で支給している例や、別に定められた単価を使用している例もあった。

附属機関等は、不開催の場合を除いて支給していた。

地方機関のその他常設会議で、同種の協議会等において地域毎に支給不支給が分かれた例があった。

表2-16. 報酬・報償費単価と支給の有無 (単位:機関)

区分	10,300円	10,300円 以外	支給なし (不開催)	支給なし (制度上)	合計
附属機関等	28	1	2		31
その他常設会議	17	4	3	15	39
合計	45	5	5	15	70

【注】10,300円は日額で、附属機関の委員報酬または附属機関に準ずる場合の報償費の予算単価（予算編成時の単価）

⑦ 職員の業務量

各審議会・協議会等を担当する職員の業務量は、表2-17のとおりであった。

各執行機関で毎年行われる行政評価作業において積算された業務量から抽出した数値である。

算出が可能だった審議会・協議会等の3分の2が、20人日以下であった。

表2-17. 職員業務量 (単位:機関)

区分	～10 人日	～20 人日	～30 人日	～40 人日	41～ 人日	算出困難	業務なし	合計
附属機関等	9	10	4	2	1	3	2	31
その他常設会議	14	7	6	4	2	6		39
合計	23	17	10	6	3	9	2	70

【注】会議開催1回当たりの業務量

⑧ 地方機関が設置する審議会・協議会等への本庁の関与

本庁3課が所管し地方機関が設置する6審議会・協議会等（健康推進課所管4、薬事衛生課所管1、高校教育課所管1）について関与の状況を聴取した。

設置根拠は、健康推進課所管のものは地方機関策定の要綱・要領、薬事衛生課所管のものは法令、高校教育課所管のものは本庁策定の要綱であった。

会議の開催予定、結果については、必要が生じた際に開催される薬事衛生課所管のものを除き、いずれも地方

機関からの計画書、報告書の提出により把握されていた。また、予算については、いずれも本庁から必要な金額が令達されていた。

(4) 公開状況

① 会議の公開

各審議会・協議会等の会議の公開状況は、表2-18のとおりであった。

島根県情報公開条例第34条では例外を除いて「附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする」とある。その公開の方法としては、会議の傍聴を認めることや、会議を開催する場合は、会議開催1週間前までに県政情報センター等にメールで送ることが示されている。

附属機関等は約6割が公開。その他常設会議は2割程度と少ない。

表2-18. 会議の公開 (単位:機関)

区分	公開	非公開	合計
附属機関等	18	13	31
その他常設会議	8	31	39
合計	26	44	70

会議非公開の理由

各審議会・協議会等の会議非公開の理由は、表2-19のとおりであった。

県情報公開条例では、公開の例外として、法令等の規定により公開できない場合、非公開情報を扱う場合、公開により公正又は円滑な運営に支障をきたす恐れがある場合としている。

附属機関等は「個人・個別情報保護」の理由が多かった。

表2-19. 会議の非公開理由 (単位:機関)

区分	法等で定めあり	個人個別情報保護	公開にない	自由な発言を阻害	中立公平の確保	その他	合計
附属機関等	3	6	1	2	1		13
その他常設会議	1	7	3	8		12	31
合計	4	13	4	10	1	12	44

② 会議結果の公開(事後公表)

各審議会・協議会等の会議結果の公開(事後公表)状況は、表2-20のとおりであった。

会議結果の公開は、会議録や会議資料のホームページへの登載等により行われていた。

附属機関等、その他常設会議のいずれも公開の割合が低く約3分の1であった。

表2-20. 会議結果の公開 (単位:機関)

区分	公開	非公開	合計
附属機関等	11	20	31
その他常設会議	12	27	39
合計	23	47	70

会議結果非公開の理由

各審議会・協議会等の会議結果の非公開理由は、表2-21のとおりであった。

理由としては、「個人・個別情報保護」が多かった。

表2-21. 会議結果非公開理由 (単位:機関)

区分	法等で定めあり	個人・個別情報保護	市町村に周知する	中立公平の確保	その他	合計
附属機関等	3	6	1	1	9	20
その他常設会議	1	5			21	27

合計	4	11	1	1	30	47
----	---	----	---	---	----	----

(5) 運営評価と課題、合理化への取組

① 運営の評価

各審議会・協議会等の運営に対する自己評価は、表2-22のとおりであった。
 附属機関等、その他常設会議いずれも達成及びほぼ達成がほとんどである。

表2-22. 運営の評価 (単位:機関)

区分	達成	ほぼ達成	一部達成	評価なし	合計
附属機関等	25	4	1	1	31
その他常設会議	15	23	1		39
合計	40	27	2	1	70

② 目的を達成するための課題

目的を達成するための課題を尋ねたところ、事業遂行上の課題を挙げる例が多かったが、審議会・協議会等の運営に関して回答があった課題は以下のとおりであった。

ア. 若年層の委員への登用

広く意見を聴取し、施策に反映できるように、若い年代の委員を増やすなど、委員選任に際しては更に年齢構成に配慮する必要がある。(1機関)

イ. 発言環境の改善

審議会での審議結果は専門委員の影響が大きいものと考えられるので、他の委員が疑問点を自由に発言できる環境を作っていく必要がある。(1機関)

ウ. 現地調査の実施

書類をベースとした会議形式の審議会に委員に適切な助言、提案等をしていただくには限界があり、審議会を現地でも開催して視察や関係者との意見交換を実施することが必要。(3機関)

エ. 会議開催目的の再確認

年1回のイベントを開催するための組織となっており、発展的な話し合いが行われていないため、協議会の目的を再確認し、話し合いの活性化が必要。(1機関)

③ 合理化への取組

統廃合等の合理化への取組状況についての回答は以下のとおりであった。

ア. 同じ課が所管する類似機関と一体運用をしている。

設置の根拠法令は異なるが、計画の策定・変更の際に意見を聴取する機関であり、構成員層が重なることから、委員を同じくして同時に開催し一体的に運用している。(2機関)

イ. 再編を検討中

より密度の高い協議を実施するため、関係する他の委員会等との関係を考慮しながら再編する。(1機関)

3 他の都道府県における審議会・協議会等の設置状況調査の結果

今回監査対象とした各審議会・協議会等のうち、法律・条例以外の要綱等に基づくものについて、他の都道府県における条例、設置運営要綱を適用する類似の審議会・協議会等の設置状況を調査した。なお調査は、中国・九州地区の県については監査委員事務局に対して文書照会を行い、それ以外の地区の都道府県についてはインターネット検索によって取得した公表資料を用いた。

表3. 他の都道府県における審議会・協議会等の設置状況

所属名	審議会・協議会等の名称	本県の区分	附属機関等とする県

環境生活総務課	男女共同参画センター指定管理評価委員※	その他常設会議	5
健康推進課	島根県がん対策推進協議会	附属機関等	24
	島根県歯科保健推進協議会	その他常設会議	15
	島根県周産期医療協議会	その他常設会議	20
障がい福祉課	島根県障がい者自立支援協議会	附属機関等	13
薬事衛生課	島根県献血推進協議会	附属機関等	23
	島根県動物愛護管理推進会議	附属機関等	15
農畜産振興課	島根県「環境農業」推進協議会	附属機関等	-
	みんなでつくる有機の郷事業外部審査会議	その他常設会議	-
	新農林水産振興がんばる地域応援総合事業外部評価会議	附属機関等	-
	島根の花振興協議会	その他常設会議	-
	米政策改革推進調整会議	その他常設会議	-
	温暖化対応水稻新品種導入対策プロジェクト	その他常設会議	-
	島根県農業機械利用合理化対策推進委員会	その他常設会議	-
都市計画課	しまね景観賞審査委員会	附属機関等	-
高校教育課	島根県公立学校教員指導力審査委員会	附属機関等	11
文化財課	石見銀山遺跡調査活用委員会	その他常設会議	-
各高等学校	学校評議員	その他常設会議	4
各保健所	各圏域自死総合対策連絡会	その他常設会議	-
	精神障がい者社会適応訓練運営協議会	その他常設会議	1
	各圏域母子保健推進協議会（検討会）	その他常設会議	2
	各地域保健医療対策会議	その他常設会議	12
	各地域災害医療対策会議	その他常設会議	-
	各圏域緩和ケア検討会、緩和ケアネットワーク会議	その他常設会議	1
	各圏域健康長寿しまね推進会議	その他常設会議	1
	各圏域周産期医療体制検討会	その他常設会議	-

【※】評価委員全般についての適用を示す。同趣旨の文化財課所管3機関は省略。

第4 監査意見

審議会・協議会等の役割は、県行政に対する県民の意見の反映、専門的な知識の取り入れ、県行政の公正の確保等であり、県ではそのうち附属機関等について設置選任条例、人事課要綱の運用等により、設置・運営の適正化を図っているところである。

監査対象の抽出のために行った事前調査の結果、附属機関等のほかにその他常設会議が地方機関を中心として262も存在することが判明したが、他の都道府県の状況等を調査したところ、その中には条例で設置している協議会等もあった。

また、人事課要綱では附属機関等の設置・廃止や委員の改選等の際に協議・報告を、女性参画推進要綱では女性参画率の目標不達成機関に対して事前協議を求めているが、対象となる執行機関からの協議や報告に漏れがあり、これら関連規程に対する各執行機関の理解が不十分である実態が窺えた。

人事課要綱では委員の選任や会議の運営にあたっての留意事項や努力事項を設けているが、地域バランス、在任年数、兼任確認、女性登用、会議結果公開などの項目については達成が不十分な附属機関等があった。一方で、その他常設会議においては、人事課要綱が求める項目を念頭においた運営を行っている会議は少なかった。

県民の参加を促し、広く意見を県政に反映させて、審議会・協議会等の役割が十分に果たせるよう、以下に述べる

意見について留意のうえ、人事課、環境生活総務課及び審議会・協議会等を設置する各執行機関においては設置・運営の適正化に向けて積極的に取り組まれない。

1 制度運用について

附属機関等を設置する場合には、人事課要綱等関連規程に基づき、人事課に対し協議・報告を行うこととなっているが、今回の監査において、設置時の協議・報告が行われていないその他常設会議が多くあり、特に地方機関にその傾向が顕著であった。

これらの中には、特定事業の連絡調整、啓発等のために設置されていることから協議・報告の対象外となっているものがある一方、事業に関わる計画策定や県民の意見聴取のために設置されたものもあり、他の都道府県では、同様のものについて附属機関等として位置づけている事例もある。

このような設置時の協議・報告が行われていない原因として、関連規程の周知が本庁の所管課に留まり、地方機関においては関連規程を知らずに報告を行っていないものがあると思われる。

既に設置協議済みの附属機関等においては、関連規程により、委員の在任期間等いくつかの条件を設けており、やむを得ず条件を超えて委員選任を行う場合は、人事課長に協議を行うこととしている。

また、女性参画率目標不達成審議会等は、事前に環境生活部長に協議を行うこととしている。

しかしながら、今回の監査において、当該協議が漏れている事例が見受けられたところであり、要綱等の目指す行政の中立・公正性の確保、住民意思の反映などを進めていく上で、事前協議の徹底を図る必要がある。

以上のとおり、制度を円滑かつ適正に推進していく上で、まずは地方機関を含めて関連規程の周知を強化するとともに、その運用において協議・報告の徹底を図られたい。

また、各協議会等の設置目的や開催状況などを調査・分析し、関連規程の適用が適当であるかどうか検討されたい。

2 委員の選任について

附属機関等を設置する各執行機関においては、概ね設置選任条例や関連規程に基づいて委員の選任を行うよう努めているが、地域バランスや公募がなかなか進まないなど、関連規程に規定する留意事項、努力事項の取り組みが十分とは言えないと思われるところもある。

その理由として専門性を要するためなど、やむを得ないものもあるが、適正な行政運営の確保と県民の県政への一層の参加、住民意思の反映を推し進めるため、次の各項目に掲げることについてより一層努められたい。

ア. 地域バランスについて

本庁設置の附属機関等の一部においては専門性などの理由から、委員の在住地区が出雲部に偏重しているが、広く県民の意見を聞くため委員の選任にあたっては地域バランスにより配慮されたい。

イ. 年齢層について

委員の年齢層については委員全体の7割が50歳台、60歳台に集中しているが、幅広い層の意見を聞くために、若年層の委員への登用割合の向上も大切と考えられる。このため、若年層の人材の掘り起こしや会議の開催時間を考慮するなど若年層の参加が得られやすい会議の運営に留意されたい。

ウ. 在任期間について

委員の在任期間については、適任者が見つからないなどの理由から10年を超えている例が全体の約1割となっている。その設置目的から構成員が限定される場合もあるが、幅広く人材を求め、在任期間が長期化しないよう努められたい。

エ. 女性登用について

委員への女性登用については、掲げている目標数値の参画率は達成しているが、本県で参画率算定から除外している附属機関等でも他県では対象にしている例も見られる。参画率が低いところの理由の一つとして専門的な人材不足があげられているが、女性登用を進めるために環境生活総務課が作成している「女性人材情報」を活用するなど幅広い情報収集によって人材の掘り起こしを行われたい。

オ. 公募について

人事課においては、委員の公募について、個別の理由があるにしろ、引き続き公募委員不在の附属機関等を設置する執行機関に対する働きかけを行われたい。なお、公募を行うも応募が無い例があるが、県民への周知不足も一因と考えられることから、各執行機関においては活動内容をホームページや広報誌に掲載するなど普段からの情報提供に努められたい。

3 会議の運営について

附属機関等及びその他常設会議を設置している各執行機関においては、概ね適切に会議を運営しているが、以下の項目については一部検討すべきと思われる例があったので配慮されたい。また、人事課においては各執行機関による運営について指導されたい。

ア. 報償費の支給について

地方機関が設置する協議会等についてはその開催趣旨等によって報償費が支給されるものとされないものがあり、その区分については各執行機関において判断され、必要なものについては予算の確保を図っている。そうした中、同種の協議会等において、地方機関によって委員への報償費の支給不支給が分かれる例があったので、支給の基準を明確にされたい。

イ. 会議・会議結果の公開について

ホームページで会議の開催を周知し、会議の傍聴を認めることにより会議を公開している附属機関等は約6割、その他常設会議は約2割に留まっており、また、会議録や会議資料のホームページへの登載等により会議結果の公開（事後公表）をしている附属機関等、その他常設会議はいずれも約3分の1に留まっている。

今回の監査において、会議や会議結果の公開をしていない審議会・協議会等にあつてはその理由を確認しているが、会議内容が個人・個別の情報を取り扱うなど公開になじまない場合は別として、そういった事情が無ければ原則として会議の公開や会議結果の公表を進められたい。

資料1 監査対象審議会・協議会等個別調書

1 島根県情報公開審査会

監査実施機関	総務課	設置年度	平成6年度
設置根拠	島根県情報公開条例		
目的	公開決定等に対する行政不服審査法の規定に基づく不服申立について、実施機関の諮問を受けて審議する。 また、情報公開制度に関する重要な事項について実施機関の諮問に応じて答申、建議する。		
委員の状況	現員数	5名（うち女性委員 2名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	大学教授、弁護士、報道関係者、民間有識者	
開催状況等	月1回（年12回）開催。ひとつの案件で答申決定まで概ね6回程度審議する。 個人情報、法人情報など非公開事項の審議のため、会議は非公開。 委員は、島根県個人情報公開審査会と同じ者である。		

2 島根県個人情報保護審査会

監査実施機関	総務課	設置年度	平成14年度
設置根拠	島根県個人情報保護条例		
目的	個人情報の開示決定等、訂正等の決定又は利用停止決定等に対する行政不服審査法の規定に基づく不服申立について、実施機関の諮問を受けて審議する。 また、個人情報保護制度に関する重要な事項について実施機関の諮問に応じて答		

	申、建議する。	
委員の状況	現員数	5名（うち女性委員 2名）
	公募委員数	0名
	選任区分	大学教授、弁護士、報道関係者、民間有識者
開催状況等	ここ数年、不服申立がないため、制度に関する諮問について審議を行うため開催している。委員は、島根県情報公開審査会と同じで、情報公開審査会に続いて開催している。	

3 島根県公益認定等審議会

監査実施機関	総務課	設置年度	平成19年度
設置根拠	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 島根県公益認定等審議会条例		
目的	公益法人設置に伴う公益性の審査及び公益法人への立入検査を行う。		
委員の状況	現員数	5名（うち女性委員 2名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	弁護士、公認会計士、行政書士、学識経験者	
開催状況等	平成24年度は約140法人から移行申請があり、15回開催。		

4 島根県公立大学法人評価委員会

監査実施機関	総務課	設置年度	平成18年度
設置根拠	地方独立行政法人法		
目的	地方独立行政法人の業務の実績に関する評価を行う。		
委員の状況	現員数	5名（うち女性委員 2名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	教育・研究または経営に関する学識経験者	
開催状況等	6月末に大学から提出される前年度実績報告書、財務諸表等により7月及び8月に評価委員会を開催し、9月議会に実績報告書等を提出する。		

5 島根県私立学校審議会

監査実施機関	総務課	設置年度	昭和25年度
設置根拠	私立学校法		
目的	私立学校の設置・廃止、学科の設置、入学定員に係る学則の変更等について審議する。		
委員の状況	現員数	10名（うち女性委員 4名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	教育に関する学識経験者	
開催状況等	毎年7月及び12月に開催。		

6 島根県男女共同参画審議会

監査実施機関	環境生活総務課	設置年度	平成14年度
設置根拠	島根県男女共同参画推進条例		
目的	男女共同参画推進に関する施策の調査、審議、意見聴取を行う。		
委員の状況	現員数	15名（うち女性委員 9名）	
	公募委員数	3名（条例で公募委員4名以内と規定）	
	選任区分	産業・労働、地域活動、教育、福祉、保健・医療、行政、その他	
開催状況等	年1回開催。		

7 島根県男女共同参画センター指定管理評価委員

監査実施機関	環境生活総務課	設置年度	平成22年度
設置根拠	島根県男女共同参画センター指定管理評価委員設置要綱		
目的	島根県男女共同参画センターの指定管理業務について業務評価を行う。		
委員の状況	現員数	3名（うち女性委員 3名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	指定管理候補選定委員会の委員	
開催状況等	1回開催		

8 島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会母子保健部会

監査実施機関	健康推進課	設置年度	平成11年度
設置根拠	社会福祉法、島根県社会福祉審議会規則		
目的	母子保健に関する基本的事項について協議し、これを施策に反映させる。		
委員の状況	現員数	14名（うち女性委員 7名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	母子保健関係団体代表、行政職員、医療関係者	
開催状況等	平成24年度は2回開催（通常は年1回開催）。		

9 島根県がん対策推進協議会

監査実施機関	健康推進課	設置年度	平成19年度
設置根拠	島根県がん対策推進協議会設置要綱		
目的	島根県がん対策推進計画の策定及び進行管理に関する事項等を検討する。		
委員の状況	現員数	19名（うち女性委員 7名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	患者・家族・遺族、拠点病院関係者、医療・保健関係者、学識経験者、企業・民間団体等	
開催状況等	毎年度開催。平成24年度は4回開催。平成25年度からの5ヶ年計画の策定にあたった。平成25年度からは数値目標の達成状況等について進行管理を行っている。		

10 島根県国民健康保険審査会

監査実施機関	健康推進課	設置年度	昭和33年度
設置根拠	国民健康保険法		
目的	保険料その他の徴収金に関する処分に係る不服申立について審査する。		
委員の状況	現員数	9名（うち女性委員 4名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	公益代表、被保険者代表、保険者代表	
開催状況等	審査請求が出された場合のみ開催。 審査はほとんどが書面審査であり、請求人の希望又は委員の判断により請求人が審査会に出席することもある。		

11 島根県歯科保健推進協議会

監査実施機関	健康推進課	設置年度	平成16年度
設置根拠	島根県歯科保健推進協議会設置要綱		
目的	先駆的かつ専門的な歯科保健対策について総合的な歯科保健対策を検討し、効果的、効率的な方策を協議する。		
委員の状況	現員数	18名（うち女性委員 3名）	

	公募委員数	0名
	選任区分	歯科関係者、一般住民、関係機関、市町村代表、県関係課
開催状況等	<p>年2回開催。</p> <p>設置当初は関係機関の情報交換の場であったが、島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例制定後は、「島根県歯と口腔の健康づくり計画」の策定、進行管理を行っている。</p> <p>歯科医療機関から一般住民委員の推薦を受けているため、公募していない。</p>	

12 島根県周産期医療協議会

監査実施機関	健康推進課	設置年度	平成16年度
設置根拠	島根県周産期医療協議会設置要綱		
目的	地域の実情に応じた周産期医療体制の整備、周産期医療情報システム、関係者の研修、周産期医療体制整備についての調査等について協議する。		
委員の状況	現員数	14名（うち女性委員 4名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	学識経験者、医療関係者、行政関係者	
開催状況等	毎年度1回開催。		

13 島根県ひとにやさしいまちづくり審議会

監査実施機関	障がい福祉課	設置年度	平成10年度
設置根拠	島根県ひとにやさしいまちづくり条例		
目的	ひとにやさしいまちづくりに関する公共的施設、整備基準等の改正に係る意見聴取及び重要事項の審議を行う。		
委員の状況	現員数	9名（うち女性委員 4名）	
	公募委員数	0名（公募したが応募者なし。）	
	選任区分	社会福祉団体、事業者団体、学識経験者、市町村	
開催状況等	全委員が任期満了となった平成19年度末から平成24年8月まで委員不在。バリアフリーが施行され整備基準等を改正する必要があることから、平成24年度に委員を選任し、審議会を開催した。		

14 島根県障がい者施策審議会

監査実施機関	障がい福祉課	設置年度	昭和47年度
設置根拠	<p>障害者基本法</p> <p>島根県障がい者施策審議会条例</p>		
目的	島根県障害者計画策定に当たっての意見聴取、施策の推進に関する調査審議等を行う。		
委員の状況	現員数	14名（うち女性委員 7名）	
	公募委員数	0名（公募したが応募者なし。）	
	選任区分	関係行政機関、学識経験者、障がい者、障がい福祉事業従事者	
開催状況等	<p>毎年度開催（1～2回）。</p> <p>島根県障がい者施策審議会委員は島根県障がい者自立支援協議会委員を兼ねており、障がい者施策審議会と障がい者自立支援協議会が併せて開催されている。</p>		

15 島根県障がい者自立支援協議会

監査実施機関	障がい福祉課	設置年度	平成19年度
設置根拠	島根県障がい者自立支援協議会設置要綱		

目 的	障がい児・者に対する障がい福祉サービスの提供体制の確保や相談支援体制の構築を図るため、推進のための方策等について検討・提言を行う。	
委員の状況	現 員 数	14名（うち女性委員 7名）
	公募委員数	0名（公募したが応募者なし）
	選 任 区 分	関係行政機関、学識経験者、障がい者、障がい福祉事業従事者
開催状況等	年1～2回開催。 島根県障がい者自立支援協議会委員は島根県障がい者施策審議会委員を兼ねており、障がい者自立支援協議会と障がい者施策審議会が併せて開催されている。	

16 島根県生活衛生適正化審議会

監査実施機関	薬事衛生課	設置年度	昭和32年度
設 置 根 拠	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律		
目 的	一般公衆浴場の料金（統制額）の改定、生活衛生同業組合（理容・美容業、飲食店、旅館、クリーニング、興業場等）の共済規程の認可、重要事項変更等の申請について審議する。		
委員の状況	現 員 数	0名（うち女性委員 0名）	
	公募委員数	0名	
	選 任 区 分	学識経験者、生活衛生関係営業者代表者、利用者・消費者代表	
開催状況等	審議会において審議対象となる業種が多岐にわたっており、その都度、関係する営業者を委員に選任している。 現在、物価統制令による統制額の対象となる一般公衆浴場は県内に1施設のみであり、平成17年8月以降、審議会を開催していない。生活衛生同業組合関係の事例も近年なし。		

17 島根県献血推進協議会

監査実施機関	薬事衛生課	設置年度	昭和39年度
設 置 根 拠	島根県献血推進協議会要綱		
目 的	献血の円滑な推進と献血制度の適切な運営を確保する。		
委員の状況	現 員 数	22名（うち女性委員 2名）	
	公募委員数	0名	
	選 任 区 分	関係団体代表者、関係行政機関職員	
開催状況等	毎年度2月に開催し、国の献血推進計画に基づき県の献血推進計画、血液事業実施計画を策定している。		

18 島根県動物愛護管理推進会議

監査実施機関	薬事衛生課	設置年度	平成19年度
設 置 根 拠	島根県動物愛護管理推進会議設置要綱		
目 的	動物愛護管理推進計画の策定に当たり県民、事業者、有識者等から意見を求めるため設置された。		
委員の状況	現 員 数	11名（うち女性委員 1名）	
	公募委員数	2名	
	選 任 区 分	学識経験者、団体代表、市民代表、行政職員、県職員	
開催状況等	年1回。動物愛護管理推進計画の計画期間は平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間で、計画策定後も毎年度、会議を開催し、5年ごとの目標の設定管理や見直し、犬猫の引き取り数減少のための対策など計画に基づく具体的な事業展開		

	について意見を聞いている。
--	---------------

19 島根県自然環境保全審議会温泉部会

監査実施機関	薬事衛生課	設置年度	不 明
設 置 根 拠	自然環境保全法、温泉法		
目 的	知事の諮問を受けて、温泉の掘削、増掘又は動力の装置の許可、許可の取り消し等に係る審議を行う。		
委員の状況	現 員 数	10名（うち女性委員 4名）	
	公募委員数	0名	
	選 任 区 分	市町村、関係団体等、学識経験者	
開催状況等	毎年度、6月、10月、2月の3回開催。付議する事案がない場合は開催しない。		

20 島根県森林審議会

監査実施機関	農林水産総務課	設置年度	昭和26年度
設 置 根 拠	森林法		
目 的	森林・林業施策に関する重要事項を調査・審議する。		
委員の状況	現 員 数	12名（うち女性委員 6名）	
	公募委員数	0名（平成25年度から共同公募実施）	
	選 任 区 分	市町村、林業団体、学識経験者、生産者、需要者 環境・森林活動団体、教育関係	
開催状況等	年3回開催。 地域森林計画の策定・変更についての答申、平成24年度に策定した「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画第2期戦略プラン」の評価、助言、提案などを行っている。		

21 島根県農政審議会

監査実施機関	農林水産総務課	設置年度	昭和37年度
設 置 根 拠	島根県附属機関設置条例		
目 的	農業施策に関する重要事項を調査・審議する。		
委員の状況	現 員 数	12名（うち女性委員 6名）	
	公募委員数	0名（平成25年度から共同公募実施）	
	選 任 区 分	市町村、関係団体、学識経験者、農業者、消費者	
開催状況等	年2回開催。 現在は、平成24年度に策定した「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画第2期戦略プラン」の評価、助言、提案などを行っている。		

22 島根県水産振興審議会

監査実施機関	農林水産総務課	設置年度	平成14年度
設 置 根 拠	島根県附属機関設置条例		
目 的	水産施策に関する重要事項を調査・審議する。		
委員の状況	現 員 数	12名（うち女性委員 5名）	
	公募委員数	0名（平成25年度に共同公募したが応募なし）	
	選 任 区 分	市町村、漁業団体、漁村の青年女性組織、生産者 学識経験者、消費者	
開催状況等	年2回開催。 現在は、平成24年度に策定した「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画第2期戦		

	略プラン」の評価、助言、提案などを行っている。
--	-------------------------

23 島根県みつばち転飼調整審議会

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	昭和30年度
設置根拠	島根県附属機関設置条例		
目的	蜂群の配置の適正を図るため必要な事項を調査審議する。		
委員の状況	現員数	7名（うち女性委員 0名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	県内養蜂業者	
開催状況等	年1回、2月又は3月に開催。 養蜂振興法に基づき、県外養蜂業者の県内への転飼の許可に当たり、県内養蜂業者との調整を行う。		

24 島根県『環境農業』推進協議会

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	平成11年度
設置根拠	島根県『環境農業』推進協議会設置運営要領		
目的	「島根県『環境農業』推進基本方針」に基づく『環境農業』の推進に関して意見を聴取する。		
委員の状況	現員数	10名（うち女性委員 5名）	
	公募委員数	2名（消費者）	
	選任区分	学識経験者、消費者、生産者及び加工食品製造者 食品流通業者・関係団体	
開催状況等	平成24年度は有機農業推進法に基づく推進計画見直しがあり、4回開催した。 通常は年3回開催。		

25 みんなでつくる有機の郷事業（有機農業実践支援事業）外部審査会議

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	平成23年度
設置根拠	みんなでつくる有機の郷事業（有機農業実践支援事業）外部審査 会議設置運営要領		
目的	みんなでつくる有機の郷事業（有機農業実践支援事業）の効率的かつ公正な事業運営を図るため、事業実施計画の審査を行うとともに、事業執行がより円滑かつ効果的に行われるよう各事業主体に対して助言等を行う。		
委員の状況	現員数	10名（うち女性委員 5名）	
	公募委員数	2名（消費者）	
	選任区分	学識経験者、消費者、生産者及び加工食品製造者 食品流通業者・関係団体	
開催状況等	平成24年度は3回開催。通常は申請状況に応じて開催。 委員は、島根県『環境農業』推進協議会委員が兼ねている。		

26 新農林水産振興がんばる地域応援総合事業外部評価会議

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	平成24年度
設置根拠	新農林水産振興がんばる地域応援総合事業外部評価会議設置運営要領		
目的	補助金の交付決定及び実施状況確認に当たり外部の学識経験者により評価・順位付け等を行う。		
委員の状況	現員数	5名（うち女性委員 0名）	
	公募委員数	0名	

	選任区分	学識経験者（農業・林業・水産・流通・加工）
開催状況等	会議は開催せず、個別に意見を聴取する。	

27 島根の花振興協議会

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	平成3年度
設置根拠	島根の花振興協議会規約		
目的	花の生産・流通・消費拡大対策の総合調整と普及定着を図る。		
委員の状況	現員数	10名（うち女性委員 0名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	県、農業団体、生産組合、販売者、NPO法人	
開催状況等	3回開催。		

28 米政策改革推進調整会議

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	平成16年度
設置根拠	米政策改革推進調整会議設置運営要領		
目的	米の生産目標数量の決定に係る合意形成を図る。		
委員の状況	現員数	11名（うち女性委員 0名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	農業関係団体、米流通業者、県、市町村	
開催状況等	1回開催。		

29 温暖化対応水稻新品種導入対策プロジェクト

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	平成22年度
設置根拠	温暖化対応水稻新品種導入対策プロジェクト活動計画		
目的	温暖化対応水稻品種「つや姫」「ハナエチゼン」の導入対策		
委員の状況	現員数	5名（うち女性委員 1名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	流通販売業者、米検査機関、消費者代表	
開催状況等	2回開催。		

30 島根県農業機械利用合理化対策推進委員会

監査実施機関	農畜産振興課	設置年度	昭和59年度
設置根拠	島根県農業機械利用合理化対策推進委員会設置運営要領		
目的	機械利用に係る様々な対策及び農業機械士の認定		
委員の状況	現員数	9名（うち女性委員 0名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	関係団体（中央会、JA、メーカーの組合）、県機関	
開催状況等	会議は持ち回り開催のみである。		

31 島根県都市計画審議会

監査実施機関	都市計画課	設置年度	昭和44年度
設置根拠	都市計画法		
目的	都市計画に関する事項を調査審議する。		
委員の状況	現員数	20名（うち女性委員 5名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	学識経験者、関係行政機関、県議会議員 市町村長の代表、市町村議会議長の代表	

開催状況等	案件により毎年度1～3回開催する。
-------	-------------------

32 島根県開発審査会

監査実施機関	都市計画課	設置年度	昭和45年度
設置根拠	都市計画法		
目的	開発許可申請を審査する。		
委員の状況	現員数	7名（うち女性委員 3名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	行政、法律、公衆衛生、建築、経済、都市計画、農業	
開催状況等	平成24年度は開催なし。平成23年度は5回開催したが、平成24年度から松江市が審査を行うこととなったため、対象案件が減少した。		

33 島根県景観審議会

監査実施機関	都市計画課	設置年度	平成3年度
設置根拠	ふるさと島根の景観づくり条例		
目的	景観形成や屋外広告物について調査審議する。		
委員の状況	現員数	14名（うち女性委員 6名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	景観形成に関する学識経験者（民俗、歴史、法律等）、 経済界・建築業界・広告業界・土木業界の代表	
開催状況等	1回開催。平成22年2月に島根県景観審議会と島根県屋外広告物審議会を統合した。		

34 しまね景観賞審査委員会

監査実施機関	都市計画課	設置年度	平成5年度
設置根拠	しまね景観賞審査委員会設置要綱		
目的	しまね景観賞（大賞及び各部門賞）を選定する。		
委員の状況	現員数	12名（うち女性委員 6名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	学識経験者、県職員	
開催状況等	会議の開催は年2回。その他に現地調査や書類審査がある。		

35 島根県公立学校教員指導力審査委員会

監査実施機関	高校教育課	設置年度	平成20年度
設置根拠	教育公務員特例法 指導が不適切である教員への対応に関する規則		
目的	指導が不適切な教員の対応について意見を求める。		
委員の状況	現員数	7名（うち女性委員 3名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	学識経験者、精神科医、弁護士、学校教育関係者、保護者	
開催状況等	平成24年度は1回開催。		

36 島根県文化財保護審議会

監査実施機関	文化財課	設置年度	昭和50年度
設置根拠	文化財保護法 島根県文化財保護審議会条例		
目的	文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関し		

	て教育委員会に建議する。	
委員の状況	現員数	20名（うち女性委員 4名）
	公募委員数	0名
	選任区分	学識経験者、有識者
開催状況等	年2回、10月と3月に開催。島根県の文化財行政の現状の報告・意見交換、調査報告、県指定文化財の指定・解除の答申を行っている。	

37 島根県八雲立つ風土記の丘指定管理業務評価委員

監査実施機関	文化財課	設置年度	平成21年度
設置根拠	島根県八雲立つ風土記の丘指定管理業務評価委員設置要綱		
目的	八雲立つ風土記の丘の指定管理業務について、業務評価を行う。		
委員の状況	現員数	3名（うち女性委員 0名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	指定管理候補選定委員会委員のうち県職員を除く外部有識者	
開催状況等	平成23年度、平成24年度は、年1回評価意見徴取を行っていた。それに加え平成25年度からは実地調査及び意見交換の場を設定した。		

38 島根県古墳の丘古曾志公園指定管理業務評価委員

監査実施機関	文化財課	設置年度	平成21年度
設置根拠	島根県古墳の丘古曾志公園指定管理業務評価委員設置要綱		
目的	古墳の丘古曾志公園の指定管理業務について、業務評価を行う。		
委員の状況	現員数	3名（うち女性委員 1名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	指定管理候補選定委員会委員のうち県職員を除く外部有識者	
開催状況等	平成23年度、平成24年度は、年1回評価意見徴取を行っていた。それに加え平成25年度からは実地調査及び意見交換の場を設定した。		

39 島根県古代出雲歴史博物館指定管理業務評価委員

監査実施機関	文化財課	設置年度	平成23年度
設置根拠	島根県古代出雲歴史博物館指定管理業務評価委員設置要綱		
目的	古代出雲歴史博物館指定管理業務について、業務評価を行う。		
委員の状況	現員数	4名（うち女性委員 1名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	指定管理候補選定委員会委員のうち県職員を除く外部有識者	
開催状況等	平成23年度、平成24年度は、年1回評価意見徴取を行っていた。それに加え平成25年度からは実地調査及び意見交換の場を設定した。		

40 石見銀山遺跡調査活用委員会

監査実施機関	文化財課	設置年度	平成19年度
設置根拠	石見銀山遺跡調査活用委員会設置要綱		
目的	世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」の調査研究並びに保存管理及び活用に資するため、学術的指導・助言を得る。		
委員の状況	現員数	15名（うち女性委員 2名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	学術関係者、有識者	
開催状況等	島根県教育委員会と大田市教育委員会で共同設置したもので、会議の開催は年2		

	回。
--	----

41 学校評議員

監査実施機関	出雲工業高等学校	設置年度	平成24年度	
	飯南高等学校		平成15年度	
大田高等学校	平成12年度			
設置根拠	島根県立高等学校規程			
目的	地域に開かれた学校づくりを推進する。			
委員の状況	現員数	5名	うち女性委員 出雲工高 1名 飯南高 2名 大田高 2名	
	公募委員数	0名		
	選任区分	当該高校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもの（保護者、社会教育団体関係者、同窓会関係者、地域住民、企業関係者など）		
開催状況等	毎年度開催。校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる。			

42 松江圏域自死総合対策連絡会、出雲圏域自死予防対策連絡会
自死予防対策連絡会（浜田）、益田圏域自死防止対策連絡会

監査実施機関	松江保健所	設置年度	平成19年度
	出雲保健所		平成17年度
	浜田保健所		平成20年度
	益田保健所		平成16年度
設置根拠	島根県自死総合対策圏域事業実施要領 （松江）松江圏域自死総合対策連絡会設置要綱 （出雲）島根県自死総合対策圏域事業実施要領 （浜田）島根県自死総合対策圏域事業実施要領 （益田）益田圏域自死防止対策連絡会実施要領		
目的	圏域において、関係機関の連携を強化し、効果的な自死防止対策を検討する。		
委員の状況	現員数	（松江）31名（うち女性委員 8名） （出雲）16名（うち女性委員 5名） （浜田）15名（うち女性委員 3名） （益田）30名（うち女性委員 11名）	
	公募委員数	0名	
	選任区分	医療関係者、労働職域関係者、地域関係者 警察・消防関係者、行政関係者	
開催状況等	（松江）毎年度開催（1回） （出雲）毎年度開催（2回） （浜田）毎年度開催（1回） （益田）毎年度開催（2回）		

43 精神障がい者社会適応訓練運営協議会（松江・益田）

社会適応訓練事業運営協議会（出雲）

監査実施機関	松江保健所、出雲保健所、益田保健所	設置年度	昭和57年度
設置根拠	島根県精神障がい者社会適応訓練事業実施要綱		

目 的	精神障がい者の就労支援について、協力事業所の選定、対象者の決定、訓練機関終了後の指導並びに事業の内容及び運用等について意見を聴く。	
委員の状況	現 員 数	(松江) 6名 (うち女性委員 4名) (出雲) 7名 (うち女性委員 3名) (益田) 11名 (うち女性委員 7名)
	公募委員数	0名
	選 任 区 分	精神科医師、学識経験者、就労支援機関職員、行政職員
開催状況等	(松江) 毎年度開催 (2回) (出雲) 毎年度開催 (2回) (益田) 毎年度開催 (2回)	

44 松江圏域・出雲圏域母子保健推進検討会、浜田圏域母子保健推進協議会

監査実施機関	松江保健所 出雲保健所、 浜田保健所	設置年度	平成15年度 平成17年度 平成18年度
設 置 根 拠	(松江) 松江圏域母子保健推進検討会設置要綱 (出雲) 出雲圏域母子保健推進検討会設置要綱 (浜田) 浜田圏域母子保健推進協議会設置要綱		
目 的	県保健医療計画の中において母子保健の推進として盛り込まれた「健やか親子しまね」の圏域版を策定し、その進行管理等を行う。		
委員の状況	現 員 数	(松江) 27名 (うち女性委員 14名) (出雲) 34名 (うち女性委員 21名) (浜田) 16名 (うち女性委員 13名)	
	公募委員数	0名	
	選 任 区 分	医療、教育、民生、保育、子育て支援、行政関係者等	
開催状況等	(松江) 平成24年度は1回開催 (出雲) 平成24年度は2回開催 (浜田) 毎年度開催 (1回)		

45 感染症診査協議会結核部会

(松江・隠岐保健所、雲南・出雲・県央保健所、浜田・益田保健所)

監査実施機関	松江保健所、出雲保健所、益田保健所	設置年度	平成11年度
設 置 根 拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 感染症診査協議会条例		
目 的	知事の諮問に応じ、感染症患者に対する就業制限や入院勧告、入院期間の延長、医療費の公費負担について審議する。		
委員の状況	現 員 数	各5名 (うち女性委員 松江・隠岐1名 雲南・出雲・県央0名 浜田・益田1名)	
	公募委員数	0名	
	選 任 区 分	感染症指定医療機関の医師 感染症の患者の治療に関する学識経験者、 法律に関する学識経験者 医療・法律以外の学識経験者	

	(過半数は医師から任命しなければならない。)
開催状況等	各保健所に設置することが法定されているが、2以上の保健所にひとつの協議会を置くことが認められているため、島根県では地理的な状況や専門性のある事項について委員を確保する必要があることから3ヶ所に設置されている。 定例開催月2回、その他に随時開催（新規患者については72時間以内に審査しなければならないため）。

46 松江地域・出雲地域・益田地域保健医療対策会議

監査実施機関	松江保健所、出雲保健所 益田保健所	設置年度	平成17年度 平成18年度
設置根拠	(松江) 松江地域保健医療対策会議設置要綱 (出雲) 出雲地域保健医療対策会議設置要綱 (益田) 益田地域保健医療対策会議設置要綱		
目的	圏域における保健医療計画の策定及び進行管理、保健医療に関する諸問題を検討する。		
委員の状況	現員数	(松江) 21名 (うち女性委員 4名) (出雲) 21名 (うち女性委員 6名) (益田) 22名 (うち女性委員 7名)	
	公募委員数	0名	
	選任区分	保健医療団体、医療機関、住民団体代表 消防関係者、行政職員	
開催状況等	(松江) 平成24年度は計画策定のため2回開催。進行管理を行う 平成25年度からは1回開催。 (出雲) 毎年度開催。平成24年度は2回開催。 (益田) 毎年度2回開催		

47 松江・安来地域災害医療対策会議

出雲地域災害保健医療対策会議

浜田地域災害医療対策会議

監査実施機関	松江保健所、出雲保健所、浜田保健所	設置年度	平成24年度
設置根拠	(松江) 松江・安来地域災害医療対策会議設置要領 (出雲) 出雲地域災害保健医療対策会議設置要領 (浜田) 浜田地域災害医療対策会議設置要領		
目的	圏域内で災害が発生した場合に、地域住民の生命・健康を守るため、様々な保健医療機関等から派遣された医療チームの円滑な受入と適切な配置調整等を行う。		
委員の状況	現員数	(松江) 18名 (うち女性委員 1名) (出雲) 12名 (うち女性委員 1名) (浜田) 15名 (うち女性委員 2名)	
	公募委員数	0名	
	選任区分	医療団体、救急医療機関、消防関係者、行政関係者	
開催状況等	防災計画の改定に伴い設立された。 (松江) 平成24年度は1回開催。平時は年1回程度開催。 (出雲) 毎年度開催。平成24年度は1回開催 (浜田) 毎年度開催。平成24年度は1回開催		

48 松江圏域・出雲圏域緩和ケア検討会、益田圏域緩和ケアネットワーク会議

監査実施機関	松江保健所、出雲保健所、益田保健所	設置年度	平成20年度
設置根拠	(松江) 松江圏域緩和ケア検討会開催要領 (出雲) 出雲圏域緩和ケア検討会開催要領 (益田) 益田圏域緩和ケアネットワーク会議運営要領		
目的	圏域における緩和ケアの課題を明らかにするとともに、緩和ケアの提供体制を確立するための取組について検討する。		
委員の状況	現員数	(松江) 24名 (うち女性委員 10名) (出雲) 24名 (うち女性委員 11名) (益田) 26名 (うち女性委員 8名)	
	公募委員数	0名	
	選任区分	医療団体、医療機関、訪問看護ステーション 患者代表、行政機関	
開催状況等	(松江) 毎年度開催 (1回)。午後7時から開催。 (出雲) 毎年度開催 (1回) (益田) 毎年度開催 (2回) 午後7時から開催。		

49 健康長寿しまね推進会議

監査実施機関	松江保健所、出雲保健所 浜田保健所、益田保健所	設置年度	平成12年度
設置根拠	健康長寿しまね推進会議設置運営要綱 (松江圏域、出雲圏域、浜田圏域、益田圏域の圏域ごとに策定されている。)		
目的	県の健康増進計画に基づいた健康づくりの運動を推進する。		
委員の状況	現員数	(松江) 40名 (うち女性委員 17名) (出雲) 25名 (うち女性委員 11名) (浜田) 29名 (うち女性委員 6名) (益田) 38名 (うち女性委員 8名)	
	公募委員数	0名	
	選任区分	保健医療団体、学識経験者、住民団体、商工団体 教育・保育関係者、行政関係者等	
開催状況等	(松江) 毎年度開催 (1回)。 (出雲) 毎年度開催 (2回)。 (浜田) 平成24年度は計画策定のため4回開催。平常年は2、3回開催。 (益田) 毎年度開催 (3回)		

50 浜田圏域周産期医療体制検討会

監査実施機関	浜田保健所	設置年度	平成18年度
設置根拠	浜田圏域周産期医療体制検討会開催要領		
目的	周産期医療体制に係る調査分析等を行う。		
委員の状況	現員数	19名 (うち女性委員 9名)	
	公募委員数	0名	
	選任区分	医療機関、開業助産院、浜田保健所、浜田市、江津市	
開催状況等	1回開催。		

資料2 事前調査結果

I. 調査の概要

- (1) 調査期間：平成25年 8月 8日～26日
- (2) 調査対象執行機関数：211
- (3) 調査対象審議会・協議会等：
人事課要綱に基づく協議・報告済の機関等（以下、「附属機関等」という）
外部の方を構成員とする常設の会議（以下、「その他常設会議」という）
- (4) 調査項目
設置の状況、委員の状況、会議開催状況、公開状況等
- (5) 回答執行機関数：210
延べ審議会・協議会等数：420 他に部会31
内訳）附属機関等：158
その他常設会議（本庁）：55
その他常設会議（地方機関）：207

II. 調査結果

1 審議会・協議会等の設置数

回答のあった審議会・協議会等の部局別の設置数は以下のとおりであった。

表 1. 審議会・協議会等の部局別設置数 (単位:機関)

部局名\根拠	附属機関等				その他 常設会議	合計
	法令	条例	要綱等	小計		
政策企画局		1		1		1
総務部	5	5	1	11	2	13
防災部	3		4	7	3	10
地域振興部	2	1	2	5	1	6
環境生活部	4	4	7	15	7	22
健康福祉部	16	3	15	34	104	138
農林水産部	3	4	22	29	21	50
商工労働部	2	1	2	5	6	11
土木部	10	1	8	19	10	29
出納局			1	1		1
教育委員会	5	5	8	18	89	107
警察本部	13			13	19	32
合計	63	25	70	158	262	420

2 附属機関等に係る回答結果

附属機関等に係る回答結果は以下のとおりであった。なお、以下の表においては法律・条例を根拠に設置された機関を「附属機関」、要綱等を根拠に設置された機関等を「懇話会・協議会等」に分類した。

但し、県下12の警察署に設置されている警察署協議会並びに3保健所に設置されている島根県感染症診査協議会については、それぞれ1機関として集計したため、総数は145機関となっている。

(1) 設置根拠

表 2 - 1. 設置根拠 (単位:機関)

区分	法律	条例	要綱等(県)	合計
----	----	----	--------	----

附属機関	50	25		75
懇話会・協議会等			70	70
合計	50	25	70	145

(2) 設置目的

表2-2. 設置目的

(単位:機関)

区分	調停	審査	諮問	調査	意見聴取	その他	不明	合計
附属機関	3	19	28	3	13	6	3	75
懇話会・協議会等		17	12	1	24	9	7	70
合計	3	36	40	4	37	15	10	145

(3) 年度別設置状況

表2-3. 年度別設置状況

(単位:機関)

区分	～平成 元年度	2～6 年度	7～11 年度	12～16 年度	17～21 年度	平成22 年度～	不明	合計
附属機関	26	2	6	4	6		31	75
懇話会・協議会等	13	6	13	8	16	6	8	70
合計	39	8	19	12	22	6	39	145

(4) 委員の現員

表2-4. 現員数

(単位:機関)

区分	0人	1～5人	6～10 人	11～15 人	16～20 人	21～25 人	26～ 人	合計
附属機関	12	10	17	16	8	5	7	75
懇話会・協議会等	15	10	23	12	5	3	2	70
合計	27	20	40	28	13	8	9	145

(5) 委員の年齢

表2-5. 年齢層

(単位:人)

区分	～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80～ 歳	合計
附属機関	1	26	45	151	172	73	12	480
懇話会・協議会等	1	12	43	112	95	37	8	308
合計	2	38	88	263	267	110	20	788

【注】附属機関の30、懇話会協議会等の35が委員不在または不明で計上せず。

(6) 委員の在任年数

表2-6. 在任年数

(単位:人)

区分	1年以下	2～3年	4～5年	6～7年	8～9 年	10年以上	合計
附属機関	185	244	79	71	83	60	722
懇話会・協議会等	134	219	72	71	20	53	569
合計	319	463	151	142	103	113	1,291

【注】附属機関、懇話会協議会等の各15が委員不在または不明で計上せず。

(7) 女性登用

表2-7. 女性参画率

(単位:機関)

区分	なし	1～10%	11～20%	21～30%	31～40%	41～50%	50%～	合計
附属機関	4	3	5	4	3	32	10	61
懇話会・協議会等	13	3	2	4	8	16	11	57
合計	17	6	7	8	11	48	21	118

【注】委員不在の27機関を除く。

(8) 委員の公募

表2-8. 委員の公募状況 (単位:機関)

区分	公募	非公募	不明	合計
附属機関	11	60	4	75
懇話会・協議会等	7	55	8	70
合計	18	115	12	145

公募をしない理由

表2-9. 非公募理由 (単位:機関)

区分	法等で定めあり	専門性が必要	団体からの選出	個人・個別情報保護	中立・公平の確保	その他	合計
附属機関	17	35	3	4	10	5	74
懇話会・協議会等	6	36	10	1	4	4	61
合計	23	71	13	5	14	9	135

【注】複数回答可としたため、合計数は表2-8.の非公募数と一致しない。

(9) 会議開催回数

表2-10. 会議開催回数 (単位:機関)

区分	なし	1回	2回	3回	4回	5回以上	合計
附属機関	25	18	17	10	2	3	75
懇話会・協議会等	19	28	10	2	6	5	70
合計	44	46	27	12	8	8	145

(10) 会議開催時間

表2-11. 会議開催時間 (単位:機関)

区分	～1時間	～1時間半	～2時間	～2時間半	～3時間	3時間～	開催無 ・不明	合計
附属機関	4	4	13	16	9	3	26	75
懇話会・協議会等	3	4	5	27	5	6	20	70
合計	7	8	18	43	14	9	46	145

(11) 委員の出席率

表2-12. 委員出席率 (単位:機関)

区分	100%	80%以上 100%未満	60%以上 80%未満	60%未満	開催無 ・不明	合計
附属機関	7	20	17	3	28	75
懇話会・協議会等	14	20	17		19	70
合計	21	40	34	3	47	145

(12) 会議録整備

表2-13. 会議録整備 (単位:機関)

区分	整備	未整備 (開催あり)	未整備 (開催なし)	記載無 ・不明	合計
附属機関	55	1	3	16	75
懇話会・協議会等	44	8	3	15	70
合計	99	9	6	31	145

(13) 予算措置状況

表 2-14. 予算措置状況

(単位:機関)

区分	なし	25万円 未満	25～50 万円未満	50～100 万円未満	100万 円以上	不明・ その他	合計
附属機関	6	14	22	16	9	8	75
懇話会・協議会等	9	24	17	6	4	10	70
合計	15	38	39	22	13	18	145

(14) 予算執行率

表 2-15. 予算執行率

区分	予算額A(円)	執行額B(円)	執行率B/A(%)
附属機関	623,540	368,834	59.2%
懇話会・協議会等	349,656	231,806	66.3%
全機関(附属機関等)	496,557	305,303	61.5%

【注】 1 機関当たりの予算額・執行額を示す。

(15) 報酬・報償費の支給

表 2-16. 報酬・報償費単価と支給

(単位:機関)

区分	10,300円	10,300円 以外	支給なし (制度上)	不明	合計
附属機関	55	6	1	13	75
懇話会・協議会等	44	6	1	19	70
合計	99	12	2	32	145

【注】 10,300円は日額で、附属機関の委員報酬または附属機関に準ずる
場合の報償費の予算単価(予算編成時の単価)

(16) 会議の公開

表 2-17. 会議の公開

(単位:機関)

区分	公開	非公開	不明	合計
附属機関	41	23	11	75
懇話会・協議会等	39	18	13	70
合計	80	41	24	145

会議非公開の理由

表 2-18. 非公開理由

(単位:機関)

区分	法等で 定めあり	個人・個別 情報保護	公開にな じまない	自由な発 言を阻害	中立公平 の確保	その他	合計
附属機関	5	12	2	2	1	1	23
懇話会・協議会等	4	7	3	1		3	18
合計	9	19	5	3	1	4	41

(17) 会議結果の公開

表 2-19. 会議結果の公開 (単位:機関)

区分	公開	非公開	不明	合計
附属機関	32	29	14	75
懇話会・協議会等	32	25	13	70
合計	64	54	27	145

会議結果非公開の理由

表 2-20. 会議結果非公開理由 (単位:機関)

区分	法等で 定めあり	個人・個別 情報保護	市町村に 周知する	中立公平 の確保	その他	合計
附属機関	5	11	1		12	29
懇話会・協議会等	1	11		1	12	25
合計	6	22	1	1	24	54

(18) 運営の評価

表 2-21. 運営の評価 (単位:機関)

区分	達成	ほぼ達成	一部達成	未達成	不明	合計
附属機関	54	7		1	13	75
懇話会・協議会等	52	4	1	2	11	70
合計	106	11	1	3	24	145

島根県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成25年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 3月25日

島根県監査委員 藤 間 恵 一

同 平 谷 昭

同 法 正 良 一

同 後 藤 勇

第1 監査の概要**1 財政的援助団体等監査の趣旨**

地方自治法第199条第7項^(注1)の規定に基づき、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体及び公の施設^(注2)の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

(注1) 地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

(注2) 公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等）。

2 監査対象団体及び実施団体**(1) 監査対象団体**

監査対象団体は次のとおりである。

ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により1千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び1千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 借入保証、信託に係る団体

県が借入保証又は信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

(2) 監査対象団体の概要

監査対象団体の平成24年度末の状況は、次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指定管理
		補助金等	貸付金	損失補償			
社団法人 ^(注3)	6	6	1	1	1		
公益社団法人	2	1			1		
財団法人 ^(注3)	7	3			4		5
公益財団法人	14	6	3	3	12		3
地方独立行政法人	1	1					
学校法人	3	3					

社会福祉法人	15	15					
農林水産組合	3	1	2				
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	11		1		3		7
その他	26	19	2	1	3	1	3
合計 ^(注4)	117	84	9	5	24	1	18

(注3) 社団法人及び財団法人は、平成20年12月1日に施行された新公益法人制度において特例民法法人として存続しているものをいう。

(注4) 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

平成25年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の23団体を選定し監査を実施した。

	監 査 実 施 団 体 名	所 管 課	監 査 対 象 と し た 財 政 的 援 助 等 の 内 容
1	神々の国しまね実行委員会	観光振興課	補助金
2	(公財)しまね農業振興公社	農業経営課	補助金・貸付金・損失補償
		農畜産振興課	補助金・貸付金
		農地整備課	補助金・貸付金
3	(公財)ふるさと島根定住財団	しまね暮らし推進課	補助金・出資
4	公立大学法人島根県立大学	(総務部)総務課	補助金・交付金
5	(公財)島根県育英会	(総務部)総務課	補助金・貸付金・出資
		高校教育課	補助金
6	(一財)島根県建築住宅センター	建築住宅課	補助金
7	松江商工会議所	中小企業課	補助金
8	出雲商工会議所	中小企業課	補助金
9	萩・石見空港利用拡大促進協議会	交通対策課	補助金
10	隠岐空港利用促進協議会	交通対策課	補助金
		観光振興課	補助金
11	21世紀出雲空港整備利用促進協議会	交通対策課	補助金
12	(一社)島根県私学教育振興会	(総務部)総務課	補助金
13	石見観光振興協議会	観光振興課	補助金
14	神話の国縁結び観光協会	観光振興課	補助金
15	隠岐観光協会	観光振興課	補助金
16	(一財)くにびきメッセ	商工政策課	補助金・出資・指定管理
17	学校法人澤田学園	(総務部)総務課	補助金
18	山陰国際観光協議会	観光振興課	補助金・負担金
19	広島県・島根県観光連携協議会	観光振興課	負担金
20	(公財)しまね国際センター	文化国際課	出資
21	(公財)しまね文化振興財団	文化国際課	出資・指定管理
		文化財課	指定管理
22	(公財)しまね女性センター	環境生活総務課	出資・指定管理

23	(公財)島根県建設技術センター	土木総務課	出資
----	-----------------	-------	----

なお、今回、監査を実施した指定管理施設は、次のとおりである。

	施設名	指定管理者名	年度	利用者数 (人)	指定管理料 (千円)	利用 料金制
1	産業交流会館 (くにびきメッセ)	一般財団法人 くにびきメッセ	H24	352,398	0	○
2	男女共同参画センター (あすてらす)	公益財団法人 しまね女性センター	H24	40,886	86,200	
3	島根県民会館	公益財団法人 しまね文化振興財団	H24	591,490	193,880	○
4	芸術文化センター (グラントワ)	公益財団法人 しまね文化振興財団	H24	349,538	309,487	○
5	八雲立つ風土記の丘	公益財団法人 しまね文化振興財団	H24	18,809	57,733	

※ 利用料金制とは、公の施設の指定管理者に当該施設の利用料金を収入させ、施設を運営する制度である。

3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者

(1) 実施方法

監査実施団体については実地監査を行い、監査実施団体の所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

監査は原則として平成24年度を対象とし、必要に応じ平成23年度及び平成25年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 監査実施年月日

	監査実施団体名	監査実施年月日
1	神々の国しまね実行委員会	平成25年10月30日
2	(公財)しまね農業振興公社	平成25年11月13日
3	(公財)ふるさと島根定住財団	平成25年11月12日
4	公立大学法人島根県立大学(本部・浜田キャンパス)	平成25年11月11日
	〃(出雲キャンパス)	平成25年11月12日
	〃(松江キャンパス)	平成25年11月13日
5	(公財)島根県育英会	平成25年10月30日
6	(一財)島根県建築住宅センター	平成25年10月31日
7	松江商工会議所	平成25年11月13日
8	出雲商工会議所	平成25年11月12日
9	萩・石見空港利用拡大促進協議会	平成25年11月1日

10	隠岐空港利用促進協議会	平成25年10月31日
11	21世紀出雲空港整備利用促進協議会	平成25年11月12日
12	(一社)島根県私学教育振興会	平成25年10月31日
13	石見観光振興協議会	平成25年11月11日
14	神話の国縁結び観光協会	平成25年10月30日
15	隠岐観光協会	平成25年10月31日
16	(一財)くにびきメッセ	平成25年10月31日
17	学校法人澤田学園	平成25年11月13日
18	山陰国際観光協議会	平成25年10月30日
19	広島県・島根県観光連携協議会	平成25年10月30日
20	(公財)しまね国際センター	平成25年11月12日
21	(公財)しまね文化振興財団(島根県民会館)	平成25年10月30日
	”(芸術文化センター)	平成25年11月1日
	”(八雲立つ風土記の丘)	平成25年11月13日
22	(公財)しまね女性センター	平成25年11月6日
23	(公財)島根県建設技術センター	平成25年11月13日

所管課については、事前に職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

- 監査委員 藤 間 恵 一
- 監査委員 平 谷 昭
- 監査委員 法 正 良 一
- 監査委員 後 藤 勇

第2 監査の結果

I 監査結果(総括)

各監査実施団体別の監査結果はII 監査結果(個別)に掲げるとおりであり、是正又は改善を要するものとして指摘する事項が2件、是正を求めて指導、指示する事項が11件あったほかは、おおむね適正に処理されているものと認められた。

また、個別の意見を除き、監査全般を通じて申し述べる意見は3件である。

なお、指摘事項及び意見については、監査結果(個別)に掲げた意見を含め、県報掲載により公表し、指導事項及び指示事項とともに該当する監査実施団体及び所管課に対し文書で通知する。

1 指摘事項

是正又は改善を要するものとして指摘する事項は、次のとおりである。

(1) 補助金の管理執行が適切でなかったものについて【隠岐空港利用促進協議会】

島根県空港利用促進事業費補助金の事業の一部について、隠岐観光協会と共同で実施し、その実施主体となった同協会に対し、事業費総額の一部を負担金として支出しているが、負担金の積算根拠が示されていないなど証拠書類記載内容の不備や確認漏れがあった。

(2) 補助金交付事務が適切でなかったものについて【交通対策課】

交通対策課においては、隠岐空港利用促進協議会における補助事業の実施状況について、現地へ出張等の際に証拠書類で確認するなどの進捗管理を行っていたとして、事業終了後の実績報告に関する確認については提出書類審査によって行い、補助金額を確定していた。

しかしながら、島根県空港利用促進事業費補助金事業の一部について隠岐観光協会と共同実施した事業への負

担金の積算根拠について適切に把握されていないなど、関係諸帳簿の確認が適切に行われておらず、実績報告における補助金対象事業費の算定内容や補助金の積算根拠の確認が不十分であることが判明した。

2 指導事項及び指示事項

該当の団体、所管課に対し文書により是正を求めて指導、指示する事項は、次のとおりである。

(1) 指導事項（団体）（7件）

- ア 執行何の記載に不備があったもの（3件）
- イ 帳票の記載に誤りがあったもの
- ウ 契約書の記載に不備があったもの
- エ 補助金実績報告書の記載に誤りがあったもの
- オ 執行何や計画書の不備があったもの

(2) 指示事項（所管課）（4件）

- ア 検査員の指定が適切でなかったもの
- イ 委託事業での実施が適切と思われるもの
- ウ 管理委託物品の整理が十分でなかったもの
- エ 補助事業の経理方法についての指導が十分でなかったもの

3 意見

監査全般を通じて申し述べる意見は、次の3件である。

(1) 指定管理のあり方について【人事課】

平成23年度に実施した財政的援助団体等監査の報告書において、今回の更新時には指定管理者制度が導入されて10年が経過することから、この制度の検証を行う中で、個別施設の特性や管理実態を踏まえて、柔軟な期間設定等についても検討されたいと意見を述べたところである。

今回の監査では、指定管理者3団体の監査を行ったが、その中において、将来を見据えた活動の展開や、活動を担う人材の育成、確保を行う上で課題があるとする意見があった。

平成26年度には、県の指定管理施設のうち24施設が一斉更新の手続きをされる予定であり、現在基準の見直しを検討中とのことであるが、他県の動向等も踏まえ、期間設定等について、個別施設の特性や管理実態に応じた柔軟な対応を行われたい。

(2) 観光振興施策の推進について【観光振興課】

島根県では、平成24年の「古事記編纂千三百年」、平成25年の「出雲大社平成の大遷宮」を機に、歴史文化に彩られた「しまね」の魅力を全国にアピールし、観光交流の一層の拡大を通じて地域の振興を図るとともに、県民自ら歴史・文化の魅力を再認識し郷土に対する誇りを醸成する「神々の国しまね」プロジェクトを立ち上げ、強力に取り組んでいる。

今回の監査では、「神々の国しまね」プロジェクトの実施主体となっている神々の国しまね実行委員会をはじめ、県が財政支援を行っている観光関係団体（神話の国縁結び観光協会、石見観光振興協議会など）の事業の実施状況やその成果等について確認を行ったところである。

プロジェクトによるPRや「神話博しまね」の開催、「出雲大社平成の大遷宮」などにより本県への全国からの関心も高まり、多くの観光客が訪れているが、観光客の動向を見ると、出雲部が中心となっており、石見部、隠岐を含む県下全域で増えていくようにすることが課題となっている。

平成25年9月の隠岐の世界ジオパーク認定や平成26年3月からの萩・石見空港の東京便2便化、中国横断道尾道松江線の延伸等の追い風もあり、プロジェクトの成果を一過性のもので終わらせないよう、引き続き行政、民間、県民が一緒になって島根の観光振興に取り組んでいく必要がある。

平成25年度からは、観光振興課内にしまねの魅力発信室を設置して、「神々のご縁観光総合対策事業」として「ご縁の国しまね」キャンペーンを展開中であるが、引き続きこれまでの成果を継続・発展させていくとともに

に、観光市場の変化に的確に対応しながら、地域資源を生かした本県観光の更なる魅力アップや隣県を含む広域的な旅行商品づくりなどにより、県内全域への観光誘客の拡大に努められたい。

(3) 補助事業に係る実績確認について【所管課】

補助事業に係る実績確認については、平成21年度会計に係る定期監査結果報告において、「補助事業者等から提出された実績報告書等の書類の審査だけで実績を十分確認することができる場合を除き、できる限り現地調査を実施し、必要に応じ証拠資料の提出を求め確認するなど、その実績確認を適切に行うようにされたい。」と意見を述べた。

これに対する措置として、県においては、できる限り補助金交付先に向いて、補助事業者から、実績報告書の内容について、事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を行い、補助金額の確定を行うなど適切な実績確認を行うこととされたところである。

しかしながら、今回の財政的援助団体等監査において、その確認が不十分な事例があった。

については、実績確認について、実施状況の把握と実施結果の確認が適切に行われるよう改善されたい。

また、補助対象事業の範囲、執行基準等について具体的に示すなど、補助事業者に対し十分な周知を図るとともに適切な指導をされたい。

II 監査結果（個別）

1	団体名	神々の国しまね実行委員会	所管課	観光振興課
---	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成23年3月15日

(2) 設立目的

平成24年の「古事記編纂千三百年」、平成25年の「出雲大社平成の大遷宮」を機に、古事記、日本書紀、出雲国風土記、万葉集などに描かれ、現代まで連綿と受け継がれてきた歴史文化に彩られた「しまね」の魅力を、県・市町村・民間団体等が一体となって広報宣伝や企画事業を展開することにより、島根の存在感を全国にアピールし、観光交流の一層の拡大を通じて地域の振興を図るとともに、県民自ら歴史・文化の魅力を再認識し郷土に対する誇りを醸成する。

(3) 主な事業と構成員

「神々の国しまね」プロジェクト（平成22年度～25年度）の実施主体として、プロジェクトの基本構想に掲げられた次の5本柱に沿った事業を展開している。

① 「ふるさと再発見」

地域の歴史・文化の魅力を再発見するための講演会等の開催や県民自らが企画する研修会等の開催支援

② 「おもてなし」

多くの観光客に満足していただけるよう県内各地で観光ガイドの養成や観光関係者の研修会等の開催支援

③ 「イベント」

多くの観光客に来県してもらえようプロジェクトのシンボルイベント「神話博しまね」の開催や地域が主体となった圏域イベント、県民が主体となった地域イベントの開催支援

④ 「情報発信」

テレビ、雑誌、新聞など様々なマスメディアを活用した広報や公式キャラクター「しまねっこ」、公式メッセージング「はじまりの物語」を活用した観光PR等の展開

⑤ 「旅行商品づくり」

県内各地でのまち歩きを促進する定時ガイドツアーやパワースポットなどの周遊バス旅行の商品化、県外の旅行会社やマスコミ等に対する観光情報説明会の開催等

構成員は、知事、県観光連盟会長、市長会長、町村会長のほか、商工団体、観光団体、旅行・運輸関係団体等の代表者の22名である。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 神々の国しまね実行委員会補助金

① 内容

平成24年の「古事記編纂千三百年」、平成25年の「出雲大社平成の大遷宮」を機に、魅力ある歴史・文化等を活用し、県・市町村・民間団体等が一体となって「しまね」の存在感を全国にPRし、本県への観光誘客を図るとともに、県民自ら郷土のすばらしさを再認識し、ふるさとへの誇りと自信を醸成するため、団体が実施する観光交流事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 1,008,704千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

プロジェクトの成果を生かした観光の振興について

神々の国しまね実行委員会は、「神々の国しまね」プロジェクト（平成22年度～25年度）の実施主体として設立されたものであり、このプロジェクト終了後、決算をした段階で解散の予定である。

このプロジェクトにより、県内各地では、まち歩き定時ガイドツアーや周遊バスツアーなどの新たな旅行商品の造成、地域が主体となったイベントの開催などの取組を通じて、様々なノウハウが得られるとともに、行政・民間団体・県民が協働した観光地づくりが進展した。

また、プロジェクトで開催した「神話博しまね」や他機関と連携した「出雲大社展」には予想を超える来場者があるなど、全国からの関心も高まっている。平成25年には、「出雲大社平成の大遷宮」などの効果により多くの人が島根を訪れており、今後もこの流れが続いていくようにしなければならない。

一方で、観光客数の動向を見ると、出雲部に集中しており、この成果を石見部、隠岐へ波及させることが課題となっている。

については、引き続きこのプロジェクトで得られた成果を継続・発展させていくとともに、観光市場の変化に的確に対応しながら、地域資源を生かした本県観光の更なる魅力アップや情報発信などにより、県内全域への観光誘客の拡大に努められたい。

2	団体名	(公財)しまね農業振興公社	所管課	農業経営課 農畜産振興課 農地整備課
---	-----	---------------	-----	--------------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和45年8月1日

(2) 設立目的

島根県農業の発展に必要な農地保有の合理化、農業の担い手の確保育成、農業の生産基盤の整備及び農業構造の改善を図り、もって島根県農業の振興及び農村社会の発展並びに国土の有効利用に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

なお、出資団体の監査は県出資比率が4分の1以上のものを対象としていることから、出資団体としての監査は実施しなかった。

出資金額 1,000千円（県出資比率：0.4%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 公益財団法人しまね農業振興公社補助金（農地保有合理化事業）

① 内容

農地有効利用の促進を図るため、団体が行う農地保有合理化事業等の業務運営体制の強化に必要な経費を補助する。

② 補助金額 5,719千円

イ 21世紀新農業担い手育成確保事業費補助金

① 内容

21世紀のしまね農業を担う優れた新規就農者を確保・育成することを目的として、就農志向段階から新規就農及び就農初期の段階まで幅広い支援を行うために団体が実施する就農相談・支援活動事業等に必要な経費を補助する。

② 補助金額 13,747千円

ウ 新規就農者総合対策事業費補助金

① 内容

農業・農村の担い手を育成・確保するため、団体が実施する就業プランナー・PR強化事業及び研修受入農家助成事業に必要な経費を補助する。

② 補助金額 25,195千円

エ 中海干拓農地保有合理化促進事業補助金

① 内容

中海干拓農地（揖屋・安来地区）の速やかかつ円滑な売渡しを行うため、団体が実施する売渡し・貸付け促進及び体制整備に要する経費、農家の農地取得の負担軽減のための営農助成金交付に必要な経費を補助する。

② 補助金額 703,563千円

オ 石央農用地等保有対策事業費補助金

① 内容

石央第一区域畜産基地建設事業により造成した農用地等の保全管理を図るため、当該農用地が売却できるまでの間、その保全管理を行う団体に対し、必要な経費を補助する。

② 補助金額 1,039千円

(2) 貸付金

ア しまね農地保有合理化事業貸付金

① 内容

農業の担い手へ農地を利用集積するため、団体が実施する農地保有合理化事業に必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成23年度末残高	0千円
平成24年度貸付額	50,000千円
平成24年度返済額	50,000千円
平成24年度末残高	0千円

イ 就農支援資金貸付金

① 内容

青年農業者等の育成を図るため、団体が実施する認定就農者に対する就農研修資金、就農準備資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成23年度末残高	72,912千円
平成24年度貸付額	0千円
平成24年度返済額	4,248千円
平成24年度末残高	68,664千円

ウ 新規就農者経営安定資金貸付金

① 内容

県内の農業の担い手を育成・確保するため、市町村が実施する新規就農者に対する経営安定資金の貸付けに必要な資金を団体が貸し付けるための貸付原資を貸し付ける。

② 貸付金額

平成23年度末残高	1,575千円
平成24年度貸付額	0千円
平成24年度返済額	450千円
平成24年度末残高	1,125千円

エ 中海干拓地貸付金

① 内容

中海干拓農地（掛屋・安来地区）について、平成元年9月28日に金融機関から借り入れた中海干拓事業負担金の一括償還に係る資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成23年度末残高	2,414,877千円
平成24年度貸付額	0千円
平成24年度返済額	739,000千円
平成24年度末残高	1,675,877千円

オ 石央農用地等保有対策事業資金貸付金

① 内容

石央第一区域畜産基地建設事業により造成した農用地等の保全管理に必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成23年度末残高	0千円
平成24年度貸付額	508,144千円
平成24年度返済額	508,144千円
平成24年度末残高	0千円

(3) 損失補償

ア 農地保有合理化事業に係る損失補償

① 内容

団体が農地保有合理化事業を実施するために金融機関等から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

② 平成24年度末損失補償債務残高 2,970千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見**① 農地中間管理事業への適切な対応について**

国においては、農業競争力強化を進めるため、米の生産調整の見直しなど農業政策の大転換を進めつつあり、この政策の一環として、農地中間管理事業の推進に関する法律を制定し、都道府県ごとに農地中間管理機構を設置し、小規模な農地や分散している農地を集めて、意欲ある農業者（農家や企業）に貸し出す仲介役を担わせる制度が創設された。

この機構については、各都道府県知事が農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる一般財団法人又は一般社団法人を、その申請により一つ指定することとされ、島根県においては、この機構の指定先として県内唯一の農地保有合理化法人であるしまね農業振興公社が想定されているとのことである。

については、この機構の指定は、業務量の大幅な増加等しまね農業振興公社の運営に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、国の動向を注視しつつ、団体の組織体制の整備など適切な対応に努められたい。

② 石央農用地の有効活用等について

石央農用地については、一部（新開団地）が浜田市に売却されるとともに、一部貸付けが行われ耕作されているものの、未利用の状況で公社が草刈りや巡回等の管理を行っている。

こうした中、浜田市において、今後期待される新規就農や認定農業者の規模拡大等を図るため、新開団地と同様の拠点農業団地として整備を行う計画が検討されている。

については、関係機関と連携し、石央農用地の有効活用等に向けて積極的に関わられたい。

③ 中海干拓農地の売渡し等促進について

中海干拓農地の売渡し促進に当たっては、農地価格を据え置くとともに、入植促進農地貸付事業（取得前提リース・長期貸付リース）における貸付料の減額や農地等取得支援事業（農地取得貸付金等の各種融資）における融資限度額の引き上げ等により、認定農業者、農業生産法人、Iターン等の新規就農希望者及び農業参入を目指す企業などに対する働きかけを強化してきた。

こうした促進策により、平成24年度には農業参入企業への長期貸付が増加し、公社管理農地は大幅に減少したものの、平成24年度末現在の未売渡し農地は37.7ha（取得前提貸付農地3.1haを除く。）であり、引き続きその売渡しに取り組んでいく必要がある。

については、今後とも関係機関と連携し、新規就農希望者等に各種支援制度のPRを積極的に行うとともに、都会地での新規就農相談会への参加等により中海干拓農地の売渡しに努められたい。

また、公社管理農地の減少は、土地改良賦課金や草刈り等の維持管理経費の縮減につながるものであることから、入植促進農地貸付事業のPR活動をより一層強化され、中海干拓農地の有効利用にも取り組まれたい。

(2) 所管課**ア 改善等を要する事項**

指摘事項なし

イ 意見**① 農地中間管理事業への適切な対応について（農業経営課）**

団体に対する意見で述べたように、農地中間管理機構の指定に当たっては、指定先の運営に大きな影響を及ぼすことが想定される場所であり、国の動向を注視しつつ、業務が円滑に実施されるよう、指定先との連携を密にして適切な対応を行われたい。

② 石央農用地の有効活用等について（農畜産振興課）

団体に対する意見で述べたように、石央農用地の有効活用等については、農業振興や県の財政負担の軽減にもつながるものであり、団体と一体となって有効活用等が進むよう積極的に取り組まれたい。

③ 中海干拓農地の売渡し等促進について（農地整備課）

団体に対する意見で述べたように、中海干拓農地の売渡し等については、農業振興や県の財政負担の軽減にもつながるものであり、団体と一体となって積極的に取り組まれない。

3	団体名	(公財) ふるさと島根定住財団	所管課	しまね暮らし推進課
---	-----	-----------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年9月3日

(2) 設立目的

活力と魅力ある地域づくりを推進するとともに、若年者の就職支援対策等を重点的に実施することにより、新規学校卒業者を中心とする若年層の県内就職と県外からのU I ターンの促進を図り、もって、本県における人口定住に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 417,000千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

若年者の県内就職促進のため情報提供事業やキャリア形成支援企業理解の場の創出等、県外からのU I ターン促進のため定住総合情報の提供やU I ターン希望者等の受入れの強化、また、活力と魅力ある地域づくり促進のため地域の活性化を担う人々等の連携支援等に係る事業を行っている。

イ 事業費 506,237千円

(2) 補助金

ア ふるさと島根定住支援補助金

① 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、団体の事業費等を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。

② 補助金額 352,770千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

定住対策の促進について

ふるさと島根定住財団は、若者を中心とした県内就職支援、県外からのU I ターンの促進、活力と魅力ある地域づくりの促進の3つを柱として様々な活動を展開し、定住対策に取り組んできている。

若者の県内就職支援についてみると、「ジョブカフェしまね」による個別カウンセリングを通じた就職決定者は年々増加を続けており、また、県内外に進学した学生に対して島根県の企業情報や就職活動に関する情報を提供し、県内での就職を促進する「しまね学生登録制度」の新規登録者数は、平成24年度に大幅に増加している。

また、平成25年度に、島根県にU I ターンしたい人を対象として東京、大阪及び広島で開催した「しまねU I ターンフェア」は、各会場とも過去最高の来場者となった。

このことは、地方移住への関心の高まりとして受け止めることができるし、「U I ターンしまね産業体験事業」など財団が取り組んできた活動の成果として評価できる。

一方、本県人口は減少に歯止めがかからず、平成25年10月1日現在の推計人口は、前年同月より4,837人減少して702,237人となり、70万人を切ることも間近な状況となってきた。

については、これまでの成果を踏まえ、引き続き県内就職者やU I ターン者の増加につながるよう着実に取り組ま
りたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

4	団体名	公立大学法人島根県立大学	所管課	(総務部) 総務課
---	-----	--------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(地方独立行政法人として、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を設置・運営)

(2) 設立目的

豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指し、大学を設置し、管理する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、大学を継続的に運営していくために必要な土地・建物を現物出資（評価額が団体の資本金に相当）し、平成24年度に出雲キャンパスの四年制大学化に伴う駐車場土地（111,119千円）を追加出資している。

なお、県の出資比率が100%であるが、現物出資は監査対象とならないことから、出資団体としての監査は実施しなかった。

出資金額 13,894,559千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金

① 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、大規模修繕、大規模システム整備等の施設・設備の整備に要する経費や災害に伴う経費など法人の責によらない突発的な経費に要する経費等について交付する。

② 補助金額 245,001千円（うち平成25年度への繰越額 190,811千円）

(2) 交付金

ア 公立大学法人島根県立大学運営費交付金

① 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、法人や大学の運営に必要な経常的経費等について交付する。

② 交付金額 1,907,188千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

大学の施設開放の促進について

大学では、「公立大学法人島根県立大学不動産等貸付要領」において、主に1か月未満の短期使用を目的として施設開放ができることとし、開放を行う施設等については、「島根県立大学講堂等開放要領」等を定めているが、開放施設は、浜田キャンパス及び松江キャンパス内の一部施設にとどまっている。

については、地域に開かれた大学づくりを進める観点から、出雲キャンパス内の施設の開放の検討を行うなど、開放施設の拡大に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

5	団体名	(公財) 島根県育英会	所管課	(総務部) 総務課 高校教育課
---	-----	-------------	-----	--------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和33年6月17日

(2) 設立目的

優秀な学生又は生徒であって、学資の支弁が困難であると認められる者に対する奨学金又は就学資金の貸与並びに学生寮を運営してその修学の便を図り、もって社会に有為な人材の養成に寄与する。

(3) 県の出資状況

奨学金貸与事業の拡充に際し、基本財産を出資している。

出資金額 210,000千円 (県出資比率: 39.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

- ①大学等の学生を対象とした就学資金及び奨学金の貸与
- ②学生寮の運営

イ 事業実施状況

①就学資金の貸与 (平成14年度から実施)

平成24年度貸与人数	46名
平成24年度貸与額	44,000千円
平成24年度末貸与延人数	520名
平成24年度末就学資金貸与金	340,934千円

②奨学金の貸与 (昭和36年度から実施)

平成24年度貸与人数	158名
平成24年度貸与額	106,240千円
平成24年度末貸与延人数	3,638名
平成24年度末奨学金貸与金	793,860千円

③学生寮の運営

平成24年度新規入寮者27名

平成24年度充足率84.9% (定員70名)

(2) 補助金

ア 島根県高等学校等奨学事業費補助金

① 内容

県内に生活の本拠を有する者の子弟で、高等学校等に在学し学習意欲が旺盛でありながら経済的な理由により修学が困難な者を対象として島根県育英会が行う奨学資金の貸与(無利子)に必要な経費を島根県が補助する。

高等学校等奨学事業は、日本育英会の解散に伴い、平成17年度から島根県育英会が実施している。

② 補助金額 221,867千円

(3) 貸付金

ア 専修学校進学者特別支援資金

① 内容

雇用状況の悪化を受けて就職から専修学校への進学に進路変更せざるを得なかった高校生の修学を支援するため、島根県育英会が奨学金及び就学資金を貸与するのに必要な資金を、平成22年度及び平成23年度に貸し付けている。

② 貸付金額

平成23年度末残高	40,240千円
平成24年度貸付額	13,560千円
平成24年度返済額	360千円
平成24年度末残高	53,440千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

6	団体名	(一財) 島根県建築住宅センター	所管課	建築住宅課
---	-----	------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和49年7月13日

(2) 設立目的

建築物に関する安全性の確保及び適正な維持管理を推進することにより、地域住民の生命、健康及び財産の保護を図るとともに、住宅に関する知識技術の啓発、普及等の住宅に関する各種の事業を実施し、もって県民の福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

なお、出資団体の監査は県出資比率が4分の1以上のものを対象としていることから、出資団体としての監査は実施しなかった。

出資金額 1,000千円(県出資比率:20%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア しまね長寿の住まいリフォーム助成事業費補助金

① 内容

安全で安心して生活できる良質な住宅ストックを形成するため、県内の既存住宅の所有者にバリアフリー改修又は部分的耐震改修に要する工事費の一部を助成する事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 200,000千円

イ 島根県木造住宅耐震改修等事業費補助金

① 内容

大規模災害発生時に予想される木造住宅の倒壊の抑制を図るため、既存木造住宅の耐震改修促進のための普及啓発事業に要する経費を補助する（県10/10）。

② 補助金額 2,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

今後の住宅リフォーム助成事業のあり方等について

「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業費補助金」は、高齢化社会に対応した住まいの性能を確保し、安全で安心して生活できる良質な住環境を整備するため、既存住宅をバリアフリー改修又は部分的耐震改修する者に対して費用助成を行うものである。

高齢化の進む県内においては、不慮の家庭内事故による死亡者が増加傾向にあり、住まいの安全対策は急務であるが、バリアフリー改修については、助成制度が浸透したこともあり、事業実績は年々増加しており、平成25年度も要望が多い。

また、木造住宅の耐震化率は、古い家が多いこともあり、平成20年度65%で全国最低となっている。耐震改修については、設計・施工業者の意識不足を解消するために、平成24年度補正で耐震改修を促進するための普及啓発事業を追加実施しているが、なかなか進まない状況にある。

については、これまでの事業実績や効果を検証するとともに、県民ニーズや関係団体の意見なども十分踏まえ、今後の事業のあり方等について検討されたい。

7	団体名	松江商工会議所	所管課	中小企業課
---	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 明治27年3月16日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 96,415千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

8	団体名	出雲商工会議所	所管課	中小企業課
---	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和21年10月1日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 50,919千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

9	団体名	萩・石見空港利用拡大促進協議会	所管課	交通対策課
---	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成5年9月8日

(2) 設立目的

島根県西部・山口県北東部の一体的な地域発展のため、萩・石見空港の利用拡大を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県空港利用促進事業費補助金

① 内容

萩・石見空港の利用促進を図ることを目的として結成された利用促進協議会が実施する利用促進事業経費を補助し、もって利用者の増加及び航空路線の維持・拡大を図る（県1/2）。

② 補助金額 10,000千円

イ 萩・石見空港路線維持事業費補助金

① 内容

萩・石見空港の航空路線を維持し、安定した空港運営を継続するため、萩・石見空港路線を利用した首都圏等

大都市圏域からの観光客誘致対策事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 60,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

萩・石見空港の利用促進について

新幹線や高速道路など他の高速交通ネットワークの整備が遅れている県西部地域にとって、航空路線の維持は、観光をはじめとする産業の振興や人口定住など地域の活性化にとって重要な課題である。

平成23年からは大阪路線が夏季期間限定運航となり、大阪路線の定期運航化と東京路線の複便化に向けて航空会社等と利用促進に取り組んでいる。

こうした中、国土交通省が羽田空港国内線発着枠の配分で募集した政策コンテストに応募し、1往復分が配分されたことから、平成26年3月からは念願であった東京路線の2往復便化が実現することとなった。

地元にとっては、観光振興等で大きな効果が期待できるが、2年間の期限付きであり、将来に向かって複便運航が継続されるよう、引き続き利用促進に取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

萩・石見空港の利用促進について

団体に対する意見で述べたように、東京路線複便運航の維持等を図るため、団体の利用促進対策への支援、県関係部局や地元と連携した観光振興、地域振興等による需要創出対策などに積極的に取り組まれない。

10	団体名	隠岐空港利用促進協議会	所管課	交通対策課 観光振興課
----	-----	-------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成12年9月11日

(2) 設立目的

隠岐地域発展のため、空港の利用拡大を促進し、豊かで住みよい郷土づくりを図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県空港利用促進事業費補助金

① 内容

隠岐空港利用促進協議会が実施する、隠岐空港利用促進事業の経費及び隠岐空港ジェット便運航推進事業の経費を補助する（隠岐空港利用促進事業は県5/10、隠岐空港ジェット便運航推進事業は県10/10）。

② 補助金額 27,000千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

冬季の大阪便中型機Q400運行開始を受けて、隠岐空港利用促進協議会が閑散期の団体客誘客対策として実施する冬の味覚のPRやみなと周辺のにぎわい作り、体験メニューの設定等観光客誘致や受入体制支援事業に要する経費を補助する（県1/2）。

② 補助金額 5,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

補助金の管理執行が適切でなかったものについて

島根県空港利用促進事業費補助金の事業の一部について、隠岐観光協会と共同で実施し、その実施主体となった同協会に対し、事業費総額の一部を負担金として支出しているが、負担金の積算根拠が示されていないなど証拠書類記載内容の不備や確認漏れがあった。

イ 意見

① 補助金の適切な管理執行について

改善等を要する事項にもあるように、島根県空港利用促進事業費補助金の管理執行について適切に行われていなかった。

については、今後は補助金の適切な管理、執行に努められたい。

② 隠岐空港の利用促進について

隠岐空港利用促進協議会は、生活路線として島民の利便性向上と観光を主とした対策の実施により離島航空路線の維持・確保に努めている。また、東京羽田直行便を目指した大阪夏季ジェット便の運行継続を図るため、安定した利用実績の確保を図っている。

平成24年度の搭乗率は、夏季ジェット便で77.4%（目標搭乗率80%）、隠岐伊丹便で64.4%（目標搭乗率60%）、隠岐出雲便で56.1%（目標搭乗率60%）で一定の成果を上げている。

引き続き観光振興施策と連携した取組を効果的に展開し、安定的な利用の確保に努められたい。

(2) 所管課（交通対策課）

ア 改善等を要する事項

補助金交付事務が適切でなかったものについて

交通対策課においては、隠岐空港利用促進協議会における補助事業の実施状況について、現地への出張等の際に証拠書類で確認するなどの進捗管理を行っていたとして、事業終了後の実績報告に関する確認については提出書類審査によって行い、補助金額を確定していた。

しかしながら、島根県空港利用促進事業費補助金事業の一部について隠岐観光協会と共同実施した事業への負担金の積算根拠について適切に把握されていないなど、関係諸帳簿の確認が適切に行われておらず、実績報告における補助金対象事業費の算定内容や補助金の積算根拠の確認が不十分であることが判明した。

イ 意見

① 補助金交付事務の適切な執行について

改善等を要する事項にあるように、現地調査により進捗管理を行ったとしているものの、その際の証拠書類等の確認が不十分で、補助金対象事業費の算定内容や補助金の積算根拠の確認が適切に行われていなかった。

については、補助金の実績報告の内容について、関係帳簿等証拠書類の精査、確認を適切に行うとともに、隠岐空港利用促進協議会に対し、補助制度の適切な執行について指導されたい。

② 隠岐空港の利用促進について

団体に対する意見で述べたように、安定的な利用の確保を図るため、引き続き観光振興施策と連携し、取り組

まれたい。

(3) 所管課（観光振興課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

1 1	団体名	21世紀出雲空港整備利用促進協議会	所管課	交通対策課
-----	-----	-------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成7年6月28日

(2) 設立目的

出雲空港の整備及び利活用を促進し、地域の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県空港利用促進事業費補助金

① 内容

出雲空港の利用促進を図ることを目的として結成された利用促進協議会が実施する利用促進事業経費を補助し、もって利用者の増加及び航空路線の維持・拡大を図る。

② 補助金額 17,466千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

出雲空港の利用促進について

21世紀出雲空港整備利用促進協議会では、これまで利用者が減少する冬期の空港利用につながる旅行商品の造成など観光振興とセットした利用促進対策や、航空運賃の低廉化に向けた要望活動等に取り組んできた。

平成25年度に入って、平成の大遷宮をはじめとする観光需要の高まりにより利用者数が伸びてきたところであるが、今後は、遷宮効果が終了した後の観光需要の減少、また、米子空港に就航した格安航空便の影響が懸念されるところである。

については、観光振興とセットした利用促進対策や航空運賃の低廉化に引き続き取り組まれたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

出雲空港の利用促進について

団体に対する意見で述べたように、観光振興とセットした利用促進対策や、航空運賃の低廉化に引き続き取り組まれたい。

1 2	団体名	(一社) 島根県私学教育振興会	所管課	(総務部) 総務課
-----	-----	-----------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和39年12月7日

(2) 設立目的

島根県における私立学校教育の振興を図り、もって教育文化の発展昂揚に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県私学教育振興会補助金

① 内容

団体の健全な発展を図るため、団体が私学教育振興のために行う研修事業、広報活動事業等に要する経費を補助する（県1/2）。

② 補助金額 5,024千円

イ 島根県私学教育振興会退職金資金給付事業補助金

① 内容

私立学校教職員の福祉の増進を図り、教職員の定着確保を期するため、団体が行う退職金資金給付事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 46,533千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

13	団体名	石見観光振興協議会	所管課	観光振興課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成12年10月11日

(2) 設立目的

石見地域全域の魅力アップと集客力の向上を目指し、観光産業関係者間の連携の促進を図り、もって石見地域の観光振興と地域の活性化に寄与する。

(3) 主な事業と構成員

石見地域の9市町、観光協会、商工会議所・商工会等35団体を構成員として、平成18年度に石見地域の統一的なチャッチフレーズ「なつかしの国 石見」を策定し、地元での一体感を醸成するとともに、共通ロゴによる県外への情報発信を実施した。平成20年度からは石見の魅力情報を発信していくため、「石見神楽」を核に石見地域を対象とした「なつかしの国 石見」観光キャンペーンを実施している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

石見観光振興協議会が実施する「なつかしの国 石見」観光キャンペーンや石見空港を利用した首都圏・関西圏からの観光誘客促進、宿泊を伴うスキー場利用者の誘客など冬季の誘客対策等に要する経費を補助している（県10/10）。

② 補助金額 50,000千円

イ 広域観光商品開発支援事業費補助金

① 内容

石見観光振興協議会が、石見の魅力情報発信事業として実施する情報サイト「なつかしの国 石見」の管理運

営、「なつかしの国 石見」観光キャンペーンパンフレットの作成に要する経費を補助している（県1/2）。

② 補助金額 1, 300千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

石見地域の観光振興について

石見観光振興協議会においては、「なつかしの国 石見」をキャッチフレーズに「石見神楽」を核とした広域観光を推進しており、平成24年度は「石見の夜神楽」毎日公演や神社における昼食付神楽上演、宿泊客を対象とした出張上演などの取組を行い、県内外での公演では石見地域外に石見神楽ファンを拡大した。

また、石見の食材を活用した新ご当地めし「神楽めし」キャンペーンや「柿本人麻呂ゆかりの地 石見」で万葉恋歌をモチーフに「石見で縁を深める」取組、世界遺産「石見銀山遺跡」での「歩く観光」の推進など、地域資源を活用した取組も進められているところである。

については、石見神楽ブランドの確立に向けた取組等、引き続き進めるとともに、各地域にある観光素材の新たな発掘と観光商品としての磨き上げに、県と地元がより一層連携して取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

14	団体名	神話の国縁結び観光協会	所管課	観光振興課
----	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成17年5月10日

(2) 設立目的

出雲路の優れた自然、景観及び観光資源を全国に紹介し、出雲路観光のイメージの確立と定着化を図ることにより、交流人口の拡大及び地域産業の振興に寄与する。

(3) 主な事業と構成員

県、松江、出雲、安来の3市のほか、観光協会、商工会議所・商工会、旅館組合等51団体を構成員とし、「縁結び」をテーマに、メディア・雑誌等での情報発信や縁結びの地を巡る広域観光商品の企画、造成などの取組を行っている。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 広域観光商品開発支援事業費補助金

① 内容

地域における魅力ある観光地、観光商品の創出を促すため、神話の国縁結び観光協会が実施する観光商品の開発及びその宣伝販売について補助金を交付している（県1/2）。

② 補助金額 10, 000千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

神話の国縁結び観光協会が、観光客誘致を促進するための情報発信及び魅力ある観光地づくりに向けた取組として実施する「出雲路圏域冬季誘客事業～冬の出雲路 ご縁旅キャンペーン」について補助金を交付している（県10/10）。

② 補助金額 5,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

県の施策と連携した取組について

神話の国縁結び観光協会は、設立以来、島根県東部の官民が一体となり、「縁結び」をテーマに首都圏をターゲットとした情報発信や広域観光商品の企画を進めてきた。このような取組の成果は、縁結びスポットへの女性を中心とした観光客の入り込み数の増加などに見られるところであるが、今後、圏域内の観光客の入り込みを増やすためには、閑散期である冬季の誘客対策が不可欠である。

については、平成25年春の尾道松江線開通を契機とした山陽、四国、九州地域における情報発信の強化や幅広い世代に向けた誘客対策など、「神々の国しまね」プロジェクトに続いて県が平成25年度から展開している「ご縁の国しまね」キャンペーンと連携し、取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

15	団体名	隠岐観光協会	所管課	観光振興課
----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成22年6月1日

(2) 設立目的

隠岐島における交流人口の拡大、観光事業の発展と振興を図るとともに、観光を通じて地域経済の活性化に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

隠岐観光協会が実施する誘客イベントの開催や旅行商品の造成、Web等を活用したプロモーション等隠岐魅力アップ事業及びレンタカー・タクシーをセットした個人型旅行商品の販売等の冬季二次交通対策事業に要する経費を補助している（県10/10）。

② 補助金額 14,871千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

隠岐観光協会のあり方について

隠岐地域においては、これまでも地域の観光資源や特色を活かした取組が行われてきたが、近年、隠岐への観光客の入り込み数は減少傾向にある。

平成24年度は島根県が「古事記編纂千三百年」をキーワードに県内各地で観光客誘致の取組を行い、隠岐においては隠岐ジオパーク世界認定に向けた各種イベントが開催されたが、隠岐汽船乗降客のうち観光を目的とする者

の数は82,367人で、平成21年度の97,608人から約15,000人の減となった。

このため、観光商品の内容や受入体制など観光振興の考え方や手法について、隠岐観光協会の新たな取組が求められるところであるが、取組体制や運営方法、財源の確保等の課題があり、隠岐観光協会のあり方について平成24年度から検討が続けられている。

については、隠岐ジオパーク世界認定を契機とした新たな観光振興の推進を図るため、隠岐観光協会のあり方について早急に結論をとりまとめ、取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

16	団体名	(一財)くにびきメッセ	所管課	商工政策課
----	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年9月26日

(2) 設立目的

島根県の優れた自然、歴史的・文化的資源を生かし、コンベンションの誘致・支援を行い、県内産業の振興、地域の活性化、国際的な相互理解の増進及び文化の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 515,007千円 (県出資比率: 64.8%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

コンベンションの誘致及び支援に関する事業

イ 事業費 104,217千円 (うち基本財産運用益16,077千円)

(2) 補助金

ア 島根県学会等開催支援事業費補助金

① 内容

県内への学会等の誘致を促進するため、くにびきメッセが行う学会等開催の支援について、その経費を補助する。

② 補助金額 36,177千円

イ 島根県コンベンション開催支援事業費補助金

① 内容

県内へのコンベンションの誘致をなお一層促進するため、くにびきメッセがコンベンション主催者に対して行うコンベンション開催経費の助成について、その経費を補助する。

② 補助金額 12,300千円

(3) 公の施設の指定管理

ア 島根県立産業交流会館(くにびきメッセ) (所在地 松江市)

① 指定管理業務の内容

- ・会館の施設等の利用の承認に関する業務
- ・会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・その他島根県が必要と認める業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

- ③ 指定管理料 なし（利用料金制をとっているため。なお、利用収益は186,106千円）

3 監査の結果

(1) 団体

- ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

(2) 所管課

- ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

17	団体名	学校法人澤田学園	所管課	(総務部) 総務課
----	-----	----------	-----	-----------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成11年8月6日

(2) 設立目的

松江総合医療専門学校を設置して、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、知識と人間性豊かな人材の育成に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

- ア 私立専修学校教育活動費補助金

① 内容

修業年数1年以上で職業に必要な技術の伝授を目的とする専修学校における教育条件の向上を図り、学校の振興及び定住を促進するため、私立の専修学校を設置する学校法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助する。

- ② 補助金額 9,795千円

3 監査の結果

(1) 団体

- ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

(2) 所管課

- ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

18	団体名	山陰国際観光協議会	所管課	観光振興課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成15年12月18日

(2) 設立目的

山陰地方で広域的に外国人観光客の受入体制の整備、広報宣伝、国際定期便及び国際チャーター便の利用促進等を行うことにより、国際観光の増進を図る。

(3) 主な事業と構成員

鳥取県、島根県など行政17団体、鳥取・島根両県の経済団体33団体及び鳥取・島根両県の観光連盟ほか観光団体20団体を構成員として、外国人観光客の受入体制の整備、広報宣伝、国際定期便及び国際チャーター便の利用促進等の事業を実施している。

総務委員会、外国人観光客誘致対策委員会、国際定期航路利用促進委員会の3委員会で構成されており、島根県は

総務委員会、外国人観光客誘致対策委員会の事務局を担当している。鳥取県は、国際定期航路利用促進委員会の事務局を担当している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 外国人観光客誘致対策事業費補助金

① 内容

山陰国際観光協議会が、米子・ソウル便及び環日本海圏貨客船の利用による外国人観光客の誘致促進のため、外国人客を送客する旅行会社等に対して実施する助成に要する経費を補助する。

② 補助金額 1, 789千円

(2) 負担金

ア 山陰国際観光協議会負担金

① 内容

山陰国際観光協議会の外国人観光客誘致対策委員会が実施する、旅行会社及びマスコミ取材の招請や現地観光説明会の開催等の事業に要する経費を負担する。

② 負担金額 4, 000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

19	団体名	広島県・島根県観光連携協議会	所管課	観光振興課
----	-----	----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成24年4月11日

(2) 設立目的

広島県及び島根県の共通するテーマ等を活かした一体的な情報発信等により、広域的な観光振興を連携して推進する。

(3) 主な事業と構成員

広島県、島根県、一般社団法人広島県観光連盟及び公益社団法人島根県観光連盟をもって構成しており、合同観光情報説明会の開催や旅行商品化の促進、旅行雑誌・Web等による情報発信を行っている。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 広島県・島根県観光連携協議会負担金

① 内容

広島県・島根県観光連携協議会の運営に係る経費を負担する。

② 負担金額 10, 150千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

20	団体名	(公財)しまね国際センター	所管課	文化国際課
----	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成元年11月1日

(2) 設立目的

多文化共生の地域づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、もって地域の活性化と国際化に寄与する。

(3) 県の出資状況

基本財産として、団体の設立に際し4億5,000万円、平成4年度から平成10年度にかけて11億6,250万円を出資した。

平成11年度に収支不足を補填するため基本財産から6億円を取り崩し、これに2億円を増資して造成した運用財産を取り崩して事業を実施していたが、平成22年度に基本財産について満期保有を中心とした運用を改め、債券価格が購入時より高騰している場合は利益を確定するため売却するなどにより、運用財産を取り崩すことなく事業を実施している。

出資金額 1,012,500千円 (県出資比率: 79.0%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

① 多文化共生地域づくり事業 (外国人住民の総合的な生活等支援)

外国人・地域住民インフォメーション事業

コミュニティ通訳ボランティア派遣事業

留学生支援事業

多文化共生啓発事業

外国人住民日本語研修事業

ボランティア登録・活用事業

ボランティア研修事業

② 国際交流・協力事業

世界とつながる島根づくり助成事業

海外移住者等支援事業

国際交流団体等連携協力事業

イ 事業費 36,626千円

① 多文化共生地域づくり事業 25,432千円

② 国際交流・協力事業 11,194千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

21	団体名	(公財)しまね文化振興財団	所管課	文化国際課 文化財課
----	-----	---------------	-----	---------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年3月17日

(2) 設立目的

多彩な文化・交流を育む創造性豊かな地域社会の形成のため、広く県内の文化振興に関する事業を行い、もって県民福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 200,000千円 (県出資比率: 100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

音楽、演劇その他の芸術及び芸能等の振興、伝統芸能・伝統文化の継承、育成、歴史文化の調査研究等に関する事業や、文化芸術活動を通じた次世代育成、県民の文化芸術活動・文化芸術団体への支援等に関する事業

イ 事業費 299,997千円

(2) 公の施設の指定管理

ア 島根県民会館 (所在地 松江市)

① 指定管理業務の内容

- ・会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 193,880千円 (平成24年度)

イ 芸術文化センター (グラントワ) (所在地 益田市)

① 指定管理業務の内容

- ・センターの施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・美術館の観覧料の徴収に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・センターを利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- ・芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 309,487千円 (平成24年度)

ウ 八雲立つ風土記の丘 (所在地 松江市)

① 指定管理業務の内容

- ・資料館の入館料徴収に関する業務
- ・風土記の丘の施設及び設備の維持管理に関する業務並びに風土記の丘を構成する史跡の活用及び環境の保全に関する業務
- ・資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する専門的な調査研究に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 57,733千円(平成24年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

八雲立つ風土記の丘の指定管理について(文化財課)

八雲立つ風土記の丘の指定管理については、入館料収入にメリットシステムが導入されており、平成24年度の入館料収入は目標額の73%にとどまったため、指定管理料の減額変更(20万円余)が行われていた。

平成23年度に監査を実施した際にも意見を述べたところであるが、収入目標額が企画展入館料が引き下げられる以前の収入実績を勘案して設定されており、現状では目標達成が相当困難なものになっている。

平成27年度に指定管理が更新される予定であるが、小中高校生の入館料が完全に無料化されている現在、メリットシステムについては、その継続の必要性を含めて検討を行われたい。

※ メリットシステムとは

指定管理業者の努力によって入館者の増、使用料の増収が可能な施設を対象に、各年度において収入目標額を10%上回った(下回った)場合は、その増(減)収分の1/2について当年度の指定管理料を増(減)するものである。

22	団体名	(公財)しまね女性センター	所管課	環境生活総務課
----	-----	---------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成10年10月12日

(2) 設立目的

島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 100,000千円(県出資比率:89.2%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

女性の抱える問題に関する相談事業、男女共同参画社会の実現に関する情報収集及び提供事業、調査研究事業、学習・研修事業並びに個人・グループ・団体等の活動及びネットワークづくりへの支援事業など、男女共同参画社会形成推進のための事業を行っている。

イ 事業費 35,029千円

(2) 公の施設の指定管理

ア 男女共同参画センター(あすてらす)(所在地 大田市)

① 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備の使用の承認に関する業務
- ・施設及び設備の使用に係る使用料の徴収に関する業務

- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・島根県女性相談センター西部分室及び島根県西部県民センター県央事務所の施設及び設備の維持管理に関する業務

- ② 指定期間 平成22年度～平成26年度
 ③ 指定管理料 86,200千円(平成24年度)

3 監査の結果

(1) 団体

- ア 改善等を要する事項
 指摘事項なし

(2) 所管課

- ア 改善等を要する事項
 指摘事項なし

23	団体名	(公財) 島根県建設技術センター	所管課	土木総務課
----	-----	------------------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成8年3月25日
 (2) 設立目的

島根県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、公共工事に関わる建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備を推進し、もって県民の福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

- 団体の設立に際し、基本財産を出資している。
 出資金額 100,000千円(県出資比率:100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

- ア 事業内容
 建設技術に関する研修・講習・指導・図書の出版及び販売、公共建設工事に関する調査・設計・技術審査・積算
 ・施工監理及び検査業務の受託並びに地方公共団体への技術的支援、公共事業に係る松江地区建設発生土リサイクルヤードの整備運営等に関する事業

- イ 事業費 199,037千円

3 監査の結果

(1) 団体

- ア 改善等を要する事項
 指摘事項なし

(2) 所管課

- ア 改善等を要する事項
 指摘事項なし